

# 平成 2 9 年川西町議会

## 第 1 回定例会会議録

開会 平成 2 9 年 3 月 1 0 日

閉会 平成 2 9 年 3 月 2 8 日

平成 2 9 年川西町議会  
第 1 回定例会会議録

( 第 1 号 )

平成 2 9 年 3 月 1 0 日

平成29年川西町議会第1回定例会会議録（開 会）

招集年月日	平成29年3月10日
招集の場所	川西町役場議場
開 会	平成29年3月10日 午前10時 宣告
出席議員	1番 松村定則      2番 安井知子      3番 福西広理 4番 伊藤彰夫      5番 石田三郎      6番 今村榮一 7番 松本史郎      8番 寺澤秀和      9番 森本修司 10番 中嶋正澄      11番 芝 和也      12番 大植 正
欠席議員	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村匡正      副町長 森田政美 教育長 山嶋健司      理事 藤井隆弘 総務部長 西村俊哉      福祉部長 下間章兆 教育次長 栗原 進      会計管理者 奥 隆至 水道部長 福本哲也      産業建設部長 吉田昌功 総務課長 大西成弘
	監査委員 木村 衛
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 安井洋次 モニター係 野口明日香
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ
会議録署名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した

議員の氏名

8番 寺澤秀和 議員

10番 中嶋正澄 議員

## 川西町議会第1回定例会（議事日程）

平成29年3月10日（金）午前10時00分開会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3	報告第1号	諸報告 定期監査報告について
第4	報告第2号	専決処分の報告について
第5	承認第1号	川西町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について
第6	承認第2号	平成28年度川西町水道事業会計補正予算の専決処分について
第7	議案第1号	平成29年度川西町一般会計予算について
第8	議案第2号	平成29年度川西町国民健康保険特別会計予算について
第9	議案第3号	平成29年度川西町後期高齢者医療特別会計予算について
第10	議案第4号	平成29年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について
第11	議案第5号	平成29年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
第12	議案第6号	平成29年度川西町水道事業会計予算について
第13	議案第7号	平成29年度川西町下水道事業会計予算について
第14	議案第8号	平成28年度川西町一般会計補正予算について
第15	議案第9号	平成28年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について
第16	議案第10号	平成28年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について
第17	議案第11号	平成28年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第18	議案第12号	平成28年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について
第19	議案第13号	平成28年度川西町水道事業会計補正予算について
第20	議案第14号	川西町空家等対策条例の制定について

第21	議案第15号	川西町犯罪被害者等支援条例の制定について
第22	議案第16号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
第23	議案第17号	川西町個人情報保護条例及び川西町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正について
第24	議案第18号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
第25	議案第19号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第26	議案第20号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第27	議案第21号	川西町税条例等の一部改正について
第28	議案第22号	川西町特別会計条例の一部改正について
第29	議案第23号	川西町介護保険条例の一部改正について
第30	議案第24号	川西町自動車駐車場条例の一部改正について
第31	議案第25号	天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の変更について
第32	議案第26号	川西町・三宅町就学指導委員会共同設置規約の一部を変更する規約について
第33	議案第27号	川西町第3次総合計画基本構想について

(午前10時00分 開会)

議長(森本修司君) 皆さん、おはようございます。

これより平成29年川西町議会第1回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

町長より、定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町議長(竹村正匡君) 議員の皆様、おはようございます。

本日ここに、平成29年川西町議会第1回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席を賜り、ありがとうございます。また、平素より町政運営に関しまして格別の御理解、御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会に提案いたしておりますのは、平成29年度一般会計及び特別会計予算案7件、平成28年度一般会計及び特別会計補正予算案6件、条例の制定案2件、条例の一部改正案9件、規約の変更案2件、総合計画基本構想案1件、専決処分の報告1件、承認案2件につきまして御審議をお願いするものでございます。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長(森本修司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 寺澤秀和君及び10番 中嶋正澄君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より28日までの19日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より28日までの19日間と決定いたします。

日程第3、諸報告に入ります。

行政報告として、報告第1号、平成28年12月から平成29年2月期までの例月出納検査の結果報告が提出されておりますので、木村監査委員より報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員(木村 衛君) 平成28年12月から平成29年2月期に実施いたしました例月監査の結果を御報告申し上げます。

中嶋査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定により、平成28年度川西町一般会計及び特別会計並

びに水道事業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、会計管理者並びに水道部長に必要な調書の提出を求め、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受けまして、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などにつきましては、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議 長（森本修司君） 以上で諸報告を終わります。

お諮りいたします。

日程第4、報告第2号、専決処分の報告について、日程第5、承認第1号、川西町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分についてより、日程第33、議案第27号、川西町第3次総合計画基本構想についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しております関係上、各位におかれましては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思います、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、議案の朗読を省略します。

お諮りいたします。

日程第4、報告第2号、専決処分の報告について、日程第5、承認第1号、川西町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第6、承認第2号、平成28年度川西町水道事業会計補正予算の専決処分についての3議案を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） それでは、報告事項及び承認事項につきまして、御報告と、御承認を求めたいと思います。

まず、報告第2号、専決処分の報告についてでございます。

これは、川西文化祭の会場設営作業中、突風によりテントが飛ばされ、停車中の車両3台に損害を与えたことに伴い、損害賠償金の支払いが生じたことについて、町長の専決処分事項に関する条例に基づき専決処分させていただきましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、議会へ報告を行うものでございます。

次に、承認第1号、川西町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

これは、平成29年1月1日までに、昨年の9月議会で承認をいただきました町税条例等の一部を改正する条例の不備を改める必要があることから、専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会へ報告し、承認を求めるとでございます。

次に、承認第2号、平成28年度川西町水道事業会計補正予算の専決処分についてでございます。

これは、収益的収支において、水道料金の検針委託業者が不適切な検針を行ったことへの対応等に係る職員人件費の支出の増額、委託業者からの損害賠償金を受け取ったことによる収入の増額、一方、資本的収支については、県水直結配管接続工事費の支出の増額等、以上のことについて専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会へ報告し、承認を求めるものでございます

以上です。

議 長（森本修司君） 町長の説明が終わりました。

日程第4、報告第2号、専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定により町長より説明があり、本件は報告事項でありますので、御了承願います。

日程第5、承認第1号、川西町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第6、承認第2号、平成28年度川西町水道事業会計補正予算の専決処分についての承認案の審議に入ります。

承認第1号及び承認第2号の2議案について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第1号、川西町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり承認いたしました。

次に、承認第2号、平成28年度川西町水道事業会計補正予算の専決処分について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり承認いたしました。お諮りいたします。

日程第7、議案第1号、平成29年度川西町一般会計予算についてより、日程第33、議案第27号、川西町第3次総合計画基本構想についてまでの27議案を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

町長。



町長（竹村正匡君） それでは、今議会に上程いたしました平成29年度当初予算案を初め、平成28年度補正予算案などについての提案要旨について御説明いたします。

まず、町議会の御審議をお願いするに当たり、議員各位を初め、住民の皆様への御理解と御協力を賜りたく、新年度の主要施策を中心に所信を申し上げます。

平成29年の我が国経済は、保護主義的な情勢による海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要はありますが、安倍内閣による経済政策の推進等により経済の好循環が進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれ、雇用所得環境が引き続き改善していくと考えられます。

物価につきましても、原油価格の下落の影響等により、平成28年は前年比で伸びが低下傾向にありましたが、今後は受給が引き締まっていく中で上昇し、デフレ脱却に向け前進が見込まれています。このようなことから、住民の皆様にも景気の回復を少しでも実感できる状態になればと期待しているところでございます。

一方、本町の財政面でございますが、経常収支比率、平成27年度83.8%、県内平均93.5%、全国平均90%、実質公債費比率、平成27年度2.7%、県内平均10.5%、全国平均7.4%、ともに引き続き全国・県内市町村と比較いたしましても良好な状態にあります。

さて、私の町長の任期もあと4カ月余りとなり、平成29年度の予算につきましては、私の任期の締めくくりの予算となります。12月議会でも述べさせていただきましたが、私は、町長就任以来、公約の4つの柱であります「人・企業にとって魅力あるまちづくり」「子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくり」「安心して暮らせるまちづくり」「住民参加で開かれたまちづくり」を町政運営の基本として施策の展開を図ってきたところであり、住民の皆様からもお褒めの言葉をいただくなど、少しずつではありますが、成果があらわれてきたと感じているところでございます。

このような中、今年度は、10年後の川西町の将来を見据えた行政運営の指針となるべき計画（川西町第3次総合計画）の策定に取り組み、今議会に議案として上程させていただくことになりました。

当計画では、「安心 すくすく 豊かな心を育む“かわにし”」を町の将来像として掲げております。これは、防犯・防災に強く、子どもからお年寄りまで多様な世代が安心を感じられるまち、子育てや教育が充実することにより、子どもとともにすくすく成長するまち、人だけでなく雇用の場である企業も成長できるまち、そして、自助・共助の精神で支え合い、豊かな文化の中でつながりを大事にするまちを意味しております。

この将来像の実現に向け、来年度予算では、防災・防犯の強化、工業団地の創出や結崎駅前周辺整備事業の推進、高齢者福祉の推進、保育サービスの充実、幼稚園・小学校における快適な環境の整備といった施策の予算を計上しており、住民の皆様へ川西町に住んでよかったと心から思っただけのまちづくりを目指

してまいりたいと考えております。

このような考えのもと、平成29年度一般会計歳入の部におきましては、町税収入は、平成28度から477万円増の11億3,226万円を見込んでおります。

この主な内容は、町民税において、個人町民税457万円の減、法人町民税では334万円減の計4億8,460万円、固定資産税において、主に企業償却資産の増等により、1,118万円増の5億9,292万円を見込んでおります。地方消費税交付金におきましては、消費動向を踏まえて、1,170万円増の1億2,870万円を見込んでおります。地方交付税につきましては、前年度と同額の12億4,000円を見込んでおります。

一方、歳出につきましては、44億6,739万円と、平成28年度予算に比べて5億5,204万円の増となっております。

今後も引き続き、行財政の健全化と効率化に配慮しながら、町政運営に全力で取り組んでまいります。議員各位並びに住民の皆様の一層の御理解と御協力をお願いする次第でございます。

それでは、これより新年度予算の概要について御説明申し上げます。

お手元に配付させていただいております「平成29年度当初予算案の主要施策の概要」に基づき説明させていただきます。

2ページをお開きください。総務部関係の予算でございます。

まず、「1 広報事業の推進」でございます。

町の施策について周知を図り、住民の皆様の理解と信頼の上、町政を進めることは大変重要であります。このため、広報紙については、引き続き内容の充実と見やすい紙面づくりを初め、きめ細やかな情報発信を行います。また、新たにふるさと納税に多くの方の協力が得られるようにするため、ふるさと納税サイトへの接続を容易に行えるよう、ホームページの改修を予定しております。

次に、「4 企画事業の充実」でございます。

高齢者など交通弱者の方々の移動手段として稼働しておりますコミュニティバス（川西コスモス号）については、平成28年度にぬくもりの郷へ延伸を行ったところでございますが、常に運行路線及び状況等を検証し、引き続き運行を行ってまいります。

3ページになります。「6 防犯対策の推進」でございます。

住環境と安全で住みよいまちづくりを目指して、街路灯の設置や維持管理を図るとともに、消費電力の抑制とCO<sub>2</sub>排出量の削減を図るために、通学路等における既設街路灯を省エネ照明（LED照明）へ転換する経費についても計上しています。

4ページをお開きください。「12 工業ゾーンの形成」でございます。

雇用の確保や税収の増加を目的として、企業を誘致するための新たな産業用地の創出を行います。平成29年度は、工業団地基本計画設計業務委託経費を計上しております。

次に、「13 駅周辺整備事業」でございます。

川西町の玄関口である近鉄結崎駅周辺における交通環境の改善と機能の充実を図るため、駅前周辺の整備に取り組んでおります。平成29年度は、土地や建物の測量、補償鑑定業務及び県と締結しましたまちづくり連携協定に係る基本構想・基本計画策定業務に関する委託費を計上しております。

5ページになります。「16 都市公園管理の推進」でございます。

健康増進やコミュニケーションの場として利用していただいている都市公園の遊具を調査、点検及び維持補修し、各世代により使いやすくするための施設整備費を計上しております。

次に、「17 消防防災対策の推進」でございます。

各種災害に適切に対処し、住民の命と財産を守るため、消防施設及び装備を充実し、消防体制の強化を図るとともに、備蓄物資の確保及び防災訓練を実施し、防災体制の強化を図ります。また、新規事業として、アナログ放送の終了に伴うデジタル防災行政無線の整備や、防災士育成事業に要する経費を計上しております。

福祉部関係の予算でございます。

6ページをお開きください。まず、「1 地域福祉の推進」でございます。

地域住民の参加と行動による住民主体の福祉を目指すため、その活動の要となる社会福祉協議会に対して運営補助を行うとともに、各種福祉団体の活動に対する助成を行ってまいります。

次に、「2 障害者福祉の推進」でございます。

障害の程度にかかわらず、安心して、自立した日常生活を営むことができるよう、支援を行ってまいります。また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、より多くの方々が公平かつ適切な福祉サービスを受けられるよう、事業展開を行ってまいります。

次に、「3 高齢者福祉の推進」でございます。

長寿をお祝いする100歳の祝い、結婚50周年を迎えられた御夫婦への記念品贈呈事業を継続して実施いたします。また、地域の高齢者が仕事を通じて積極的に社会参加し、家庭や地域に活力を生み出すための活動の要となるシルバー人材センターに対する運営補助や、高齢者の方が安心して生活していただけるよう、必要に応じた養護老人ホーム等への措置経費等を計上しております。

次に、「4 児童・母子福祉の推進」でございます。

深刻な少子化問題への対応といたしましては、子育て不安の解消を目指すことが大切であり、新たな支援対策といたしまして、平成29年4月開設予定の認定こども園に対する運営補助とあわせ、病後児保育や一時預かり保育に対しても助成等を行うなど、保育サービスの充実を図ります。

7ページになります。次に、「7 福祉医療対策の推進」でございます。

障害のある方、ひとり親家庭、子どもの健康の保持と増進を図るため、医療費助成を引き続いて実施します。なお、昨年8月診療分より、子ども医療費助成について、中学校卒業までの医療費助成を入院のみから入院及び通院へ拡充してお

ります。

8 ページをお開きください。「13 保健衛生事業の推進」でございます。

保健衛生総務費におきまして、地域医療の確保のため、国保中央病院への運営負担金のほか、救急医療の病院輪番制、休日応急診療所、産婦人科一次救急に係る経費の負担を行います。

また、健康づくり事業におきまして、新たにCKD（慢性腎臓病）重症化予防事業、妊婦歯科健診の個別健診を行うなど、成人を対象とした相談事業等の充実を図ります。

がん検診事業におきまして、新たに胃内視鏡検診や前立腺がん検診を行うなど、検診の強化を図ります。

母子保健事業におきましては、妊娠期から子育て期までの切れ目のないサポートを行う川西町版ネウボラ事業において、支援体制の強化や産前産後サポートの充実を図ります。

予防接種事業におきましては、子どもインフルエンザ、B型肝炎、おたふく風邪、ロタウイルスなど任意ワクチン接種に対する助成を引き続き行います。

11 ページをお開きください。「17 環境衛生の推進」でございます。

廃棄物の適正処理と減量化を図るため、資源ごみ分別収集につきましても、引き続きその定着を図るとともに、新たに飲食用瓶の分別収集を開始します。

また、平成35年度を目標とした天理市環境クリーンセンターの移転計画に伴い設立された山辺・県北西部広域環境衛生組合の運営負担に加え、当該周辺地域に対する周辺地区環境整備基金の負担金を計上しております。

12 ページをお開きください。「18 人権施策事業」及び「19 人権文化センター等運営事業」でございます。

あらゆる差別撤廃に向けた人権啓発に引き続き取り組むとともに、住民交流、地域の福祉の拠点ともなります東西両人権文化センター等の経費を計上しております。なお、人権文化センターにつきましては、平成28年度と同様に、補助金を利用しながら事業を運営いたします。

また、平成29年4月1日より制定し施行するよう今議会に上程しております犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等に対する見舞金を新たに計上しております。

産業建設部関係の予算でございます。

13 ページになります。「3 農業基盤の整備」「4 農業振興」でございます。水路改修等の農業基盤の整備及び多面的機能農地維持対策事業の実施、結崎ネブカの地域ブランド推進のための経費等を計上いたしました。

次に、「5 環境整備事業の整理」でございます。

浄化センター周辺環境整備に係る道路等について、未登記である土地の所有権整理のため、分筆登記業務を実施します。

次に、「6 道路整備の推進」でございます。

橋梁長寿命化対策事業、道路・橋梁維持補修工事、町道除草工事、町道結崎9

号線における道路改良及び水路改修工事等の経費を計上しております。

14ページをお開きください。「7 公営住宅管理事業」でございます。

公営住宅の管理経費及び今後の町営住宅のあり方についての審議会開催経費を引き続き計上しております。

教育委員会関係の予算でございます。

15ページになります。「1 学校教育の推進」でございます。

将来の川西町を担う幼稚園児、小中学生のための学校教育の推進でございます。

まず、新年度における園児・児童数であります。幼稚園は107名、小学校は420名の見込みとなっております。予算につきましては、事務局費として学校パートナーシップ事業を活用しての放課後子ども学習支援事業の継続、川西小学校、川西幼稚園費につきましては、管理運営に必要な経費に加え、預かり保育実施に係る経費並びに副担任制を初めとする各種支援員の配置に係る経費などにつきまして引き続き計上いたしております。

また、平成29年度新規事業といたしまして、登下校中の通学路安全対策としての防犯カメラの設置、集中して取り組める授業環境を確保するための幼稚園・小学校への空調設備導入設計経費、小学校費では、自転車置き場の設置及び雨水排水改良工事に要する経費、幼稚園費では、中庭、運動場、園舎内装に要する経費をそれぞれ計上いたしました。

そのほか、中学校費では、全校生徒351名、そのうち川西町の生徒210名分の分担金、委託費として、天理市の二階堂小学校・幼稚園への委託経費を計上しております。

また、給食運営費におきましては、管理運営経費に加え、本年度から公会計化とする学校給食費に係る経費を計上いたしました。

17ページをお開きください。「3 生涯学習の推進」でございます。

文化会館のリフレッシュ化を図るために、空調設備の改修工事、けやきホール舞台ウインチの取りかえ、2階展示ギャラリーへのソファの設置、外灯LED照明の設置、また、能のふるさとリーフレットのリニューアルなどに要する経費を計上しております。

また、各種の文化活動を全国的規模で発表等を行う国民文化祭において結崎能を開催するための経費、その他各種講座、町文化祭を含めた芸術・文化振興に係る事業、文化教室などの開催費用並びに本町の文化活動の拠点となる文化会館の管理・運営費を計上しております。

18ページをお開きください。「4 文化財保存事業の推進」でございます。

地域の文化資源を保存・継承している団体等に対する支援並びに島の山古墳に係る出土物の整理、報告書の作成、保存計画の策定等の業務委託、古墳周辺のガードレール更新工事に要する経費等を計上しております。

次に、「5 ふれあいセンターの運営及び図書館の充実」「6 社会体育の推進」「7 子どもセンター運営」でございます。

ふれあいセンターにおきましては、空調設備工事、経年劣化に伴う各種機器等

の修繕に要する経費等を計上しております。

図書館におきましては、図書館管理システムの更新に要する経費等を計上しております。体育施設に関しましては、指定管理委託料、中央体育館のアリーナ照明更新工事、梅戸・下永両体育館のトイレの洋式化に要する経費等を計上しております。

その他、各施設の管理運営費を計上しております。

以上、一般会計予算について、「平成29年度当初予算案の主要施策の概要」に基づき説明いたしました。

続いて、債務負担行為に付する事業について説明いたします。

平成29年度一般会計予算書の9ページをお開きください。

平成29年度は、駅前周辺整備に係るまちづくり基本構想・基本計画の策定業務に着手いたします。しかし、単年度での完成が困難なことから、平成30年度までの債務負担行為をお願いするものでございます。

また、たつみ橋補修設計監理業務につきましても、補修工事そのものの着工は次年度になりますことから、次年度への債務負担をお願いするものでございます。

川西文化会館空調改修工事につきましても、工期が2カ年度にわたりますことから、次年度への債務負担をお願いするものでございます。

続いて、各特別会計について御説明申し上げます。

議案第2号、平成29年度国民健康保険特別会計予算についてでございます。

当会計につきましましては、高額共同事業医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金増の見通しから、歳入歳出総額は、対前年度2,290万円増の総額12億1,053万円を計上いたしております。

次に、議案第3号、平成29年度後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

当会計につきましましては、後期高齢者医療広域連合への納付金等の増により、対前年度633万円の増、予算総額は1億2,897万円を計上いたしております。

次に、議案第4号、平成29年度介護保険事業勘定特別会計予算についてでございます。

当会計につきましましては、各種介護サービス負担金等の増減及び介護保険制度改正による介護予防、日常生活支援総合事業の開始等により、対前年度9,766万円の増、予算総額9億4,306万円を計上いたしております。

次に、議案第5号、平成29年度住宅新築資金等貸付事業特別会計についてでございます。

本事業につきましましては、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合において債権回収を行っており、組合により回収された貸付金を返戻金として受け入れております。当会計の予算として、公債費の減により、対前年度112万円の減、予算総額702万円を計上いたしております。

次に、議案第6号、平成29年度水道事業会計予算についてでございます。

上水道事業につきましましては、給水戸数3,740戸、年間総給水量91万5,0

00立方メートルを予定し、水道事業収益2億3,642万円、水道事業費用は2億815万円、資本的収入420万円、資本的支出7,916万円を予定しております。

次に、議案第7号、平成29年度下水道事業会計予算についてでございます。

下水道事業につきましては、水洗化人口8,500人、年間総処理水量約105万立方メートルを予定し、収益的収入・支出は2億7,706万円、資本的収入・支出は2億716万円を予定しております。

以上が、平成29年度川西町一般会計、特別会計及び水道事業会計、下水道事業会計の予算案の概要でございます。

平成29年度におきましても、乳幼児対策、高齢者対策、まちづくり等の諸課題に対しまして、より一層将来を見据えた長期的な構想のもと、町政の運営に努めたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力をお願いする次第でございます。

続きまして、平成28年度の補正予算について御説明申し上げます。

議案第8号、平成28年度川西町一般会計補正予算についてでございます。

10ページをお開きください。まず、歳出についてでございます。

款2.総務費 項1.総務管理費におきましては、退職予定者の増による退職手当組合特別負担金の増、基金の積み増しなど、3,885万円の増額、項6.監査委員費におきましては、監査等に要する関係法令集の整備に伴う録代の不足2万円の増額をお願いするものでございます。

11ページに移っていただき、款3.民生費 項1.社会福祉費におきましては、事業実績等により、自立支援・障害給付に関する国庫・県費の補助金返還金の追加、介護保険事業勘定特別会計への繰り出しの減など、差し引き206万円の減額、項2.児童福祉費におきましては、事業実績見込みにより、新設認定こども園整備事業の建設補助金3,453万円の減額をお願いするものでございます。

款6.土木費 項2.道路・橋梁費におきましては、歳出の変更はなく、財源更正をお願いするものでございます。項3.都市計画費におきましては、財源更正及び公共下水道事業特別会計への繰出金180万円の増額、12ページに移っていただき、款8.教育費 項4.中学校費におきましては、前年度繰越金の精算に伴う式下中学校川西町分担金の減により204万円の減額、項6.社会教育費におきましては、報告第2号、専決処分の報告についてでも説明いたしました、川西文化祭の会場設営中における損害賠償金の発生に伴う32万円の増額及び財源更正をお願いするものでございます。

主な歳出につきましては以上です。

次に、歳入につきましては、戻っていただいて、7ページを御覧ください。

款1.町税では、主要法人の法人税割の減収に伴う法人町民税3,472万円の減、款9.地方交付税では、普通交付税の額が決定したことにより、5,307万円の増、款13.国庫支出金では、主なものといたしまして、項2.国庫補助金において、公園整備事業等における事業費の減、または補助金の配分額の減等によ

り、差し引き 8 2 3 万円の減、8 ページに移っていただき、款 1 4 . 県支出金では、主なものといたしまして、項 2 . 県補助金において、待機児童解消計画採択による新設認定こども園整備に係る補助金の追加交付や集会所建設に対して補助金が認められたことなどにより、1, 2 6 8 万円の増を見込んでおります。

款 1 7 . 繰入金 項 1 . 基金繰入金におきましては、事業費の減や地方交付税などの財源が当初見込みより増額となったため、地域づくり振興基金及びまちづくり基金からの繰入金 5, 8 7 0 万円の減額を、9 ページに移っていただき、款 1 9 . 諸収入におきましては、新市町村振興宝くじ交付金の減に伴い、4 万円の減額を、款 2 0 . 町債におきましては、法人税額の減少などに伴う減収補填債の増、公園整備事業及び駅周辺整備事業などの補助対象額が確定したことによる公共事業債の減、差し引き 3, 8 3 0 万円の増額をお願いするものでございます。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ 2 3 4 万円の増額補正をお願いするものでございます。これによりまして、平成 2 8 年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 1 億 3, 4 3 4 万円となります。

このほか、繰越明許といたしまして、4 ページを御覧ください。

今般補正計上させていただいた国の補正予算に係る個人番号カード交付事業、介護保険システム改修事業及び臨時福祉給付金給付事業のほか、駅周辺整備事業及び川西町幼稚園園舎外壁改修事業については、今年度中での執行が困難なことから、翌年度に繰り越して使用するため、1 億 5 1 7 万円の繰越明許費をお願いいたします。

5 ページを御覧ください。地方債限度額の補正についてでございます。

各種事業の実績に合わせて、それぞれ限度額の増減をお願いするものでございます。

次に、議案第 9 号、平成 2 8 年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

まず、歳出についてでございますが、5 ページを御覧願います。

退職被保険者の減少等により、款 2 . 保険給付費 項 1 . 療養諸費におきまして、退職被保険者等療養給付費 1, 7 0 0 万円の減額、項 2 . 高額療養費におきまして、高額療養費 4 0 0 万円の減額をお願いするものです。

款 1 0 . 諸支出金におきまして、平成 2 7 年度分の療養給付費が平成 2 8 年度に確定したことに伴い、差し引きの差額が発生し、療養給付費償還金 1, 5 8 4 万円の増額をお願いするものでございます。

歳入につきましては、4 ページを御覧願います。

款 9 . 繰入金におきまして、財政調整基金からの繰入金を減額することにより、財源を調整しております。

これによりまして、歳入歳出それぞれ 5 1 6 万円を減額し、同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ 1 2 億 6, 0 1 5 万円となります。

次に、議案第 1 0 号、平成 2 8 年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。



4 ページを御覧ください。保険料収納額の増額見込みに伴う後期高齢者医療広域連合への保険料負担金の増により、歳入歳出とも337万円の増額をお願いするものです。

これによりまして、歳入歳出それぞれ337万円を追加し、同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ1億2,352万円となります。

次に、議案第11号、平成28年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。

8 ページを御覧ください。歳出でございます。

款1.総務管理費におきまして、介護保険システム改修費の減少による委託料5万円の減額、款2.保険給付費におきまして、各サービス利用者の実績見込みによる負担金の減等により、項1.介護サービス等諸費において6,000万円の減額、項2.介護予防サービス等諸費において800万円の減額、款3.地域支援事業費におきましても、利用者の減少に伴う家族介護用品支給事業120万円の減額、9ページに移っていただき、款4.基金積立金におきましては、余剰金の積立金として1,496万円の増額をお願いするものです。

6 ページにお戻りください。歳入でございます。

給付費や事業費の減に伴う負担金や交付金の減によるもので、款4.国庫支出金におきまして1,783万円の減額、款6.支払基金交付金におきまして1,904万円の減額、款6.県支出金におきまして850万円の減額、款8.繰入金におきまして891万円の減額をお願いするものです。

これによりまして、歳入歳出それぞれ5,429万円を減額し、同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ7億9,472万円となります。

このほか、繰越明許としまして、4 ページを御覧ください。

先ほどの一般会計補正予算と同様に、今回補正計上させていただいた国の補正予算に係る介護保険システム改修事業については、今年度中での執行が困難なことから、翌年度に繰り越して使用するため、206万円の繰越明許費をお願いいたします。

次に、議案第12号、平成28年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

7 ページを御覧ください。流域下水道建設負担金事業、第1浄化センターの施設整備事業等に係る建設負担金の増等により、歳入歳出それぞれ160万円の増額をお願いするものでございます。

これによりまして、同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ3億3,327万円となります。

そのほか、繰越明許としまして、3 ページを御覧ください。

流域下水道建設負担金事業について、今年度中での執行が困難なことから、翌年度に繰り越して使用するため、150万円の繰越明許費をお願いいたします。

4 ページを御覧ください。地方債限度額の補正についてでございます。

事業実績に合わせて限度額の減をお願いするものでございます。

次に、議案第13号、平成28年度川西町水道事業会計補正予算についてでございます。

3ページを御覧ください。収益的収入におきまして、水道料金の収入減、新規給水の増加に伴うその他営業収益の増等により、差し引き343万円の増額、収益的支出におきまして、委託料や工事費の減、減価償却費の増等により、差し引き703万円の減額、4ページを御覧ください、資本的支出におきまして、工事費及び予備費の減により259万円の減額をお願いするものでございます。

以上により、収益的収入 第1款水道事業収益は2億3,911万円、収益的支出 第1款水道事業費用は2億621万円、資本的収入 第1款資本的収入は415万円、資本的支出 第1款資本的支出は6,618万円となります。

以上が、平成28年度補正予算関係でございます。

続きまして、条例の制定及び一部改正等、予算外議案について御説明いたします。

まず、議案第14号、川西町空家等対策条例の制定についてでございます。

1枚おめくりください。これは、町内の空き家等の対策の推進に関し必要な事項を定めることにより、町民の良好な住環境の保全と安全で安心なまちづくりを推進するための条例の制定でございます。

次に、議案第15号、川西町犯罪被害者支援条例の制定についてでございます。

1枚おめくりください。これは、犯罪等により被害を受けた本人またはその遺族等に対し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援を図るための条例の制定でございます。

次に、議案第16号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部の施行期日を定める政令の制定に伴うもので、引用条項の修正と条例の施行日を定めるために条例を改正するものでございます。

次に、議案第17号、川西町個人情報保護条例及び川西町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。この条例の改正につきましても、番号法の一部の施行期日を定める政令の制定に伴うもので、条例施行日の定めや引用条項の修正等を行うために改正するものでございます。

次に、議案第18号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲の見直し、職員が介護休暇の分割取得や介護時間の取得ができることとするために条例を改正するものでございます。

次に、議案第19号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでござ

ございます。

1枚おめくりください。この条例の改正につきましても、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴うもので、育児休業等の対象となる子の範囲を見直すために改正するものでございます。

次に、議案第20号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、国の制度に準拠するため、標準とする昇給の号給数を見直すための条例の改正でございます。

次に、議案第21号、川西町税条例等の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、関係する国の法律や政令が変更されたことに伴う条例の改正でございます。主な改正内容は、軽自動車税におけるグリーン化特例の1年延長、軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更となったことに伴う規定の整備等でございます。

次に、議案第22号、川西町特別会計条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計を廃止することに伴う条例の改正でございます。

次に、議案第23号、川西町介護保険条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、介護保険法施行令の改正に伴い、低所得者の保険料軽減について平成29年度も継続することとする条例の改正でございます。

次に、議案第24号、川西町自動車駐車場条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、旧下永共同浴場解体に伴い、今後、駐車場としての利用がなくなるため、下永自動車駐車場を条例から削除する改正でございます。

次に、議案第25号、天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の変更についてでございます。

1枚おめくりください。これは、本規約から田原本町が脱退することに伴う規約の変更でございます。規約の名称も変更となります。

次に、議案第26号、川西町・三宅町就学指導委員会共同設置規約の一部を変更する規約についてでございます。

1枚おめくりください。これは、幼児・児童・生徒に対して早期からの相談・支援を行うとともに、就学先決定時以降においても助言などの支援を行っていく必要から、委員会の名称を「就学指導委員会」から「教育支援委員会」に変更するものでございます。規約の名称も変更となります。

次に、議案第27号、川西町第3次基本計画基本構想についてでございます。

1枚おめくりください。これは、最初の所信でも申し上げましたように、10年後の川西町の将来を見据えた行政運営の指針となるべき計画、川西町第3次総合計画の基本構想部分について、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長（森本修司君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの議案については、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、厚生、総務・建設経済各常任委員会に付託いたします。

なお、各委員会の開催は、既に配付しておりますとおりに取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

なお、28日午前10時より再開し、各常任委員会に付託しました各議案について、委員長の報告を求めることにいたします。

また、16日におきましては、再開日となっておりますので、御参集をお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

（午前11時05分 散会）

平成 2 9 年川西町議会  
第 1 回定例会会議録

( 第 2 号 )

平成 2 9 年 3 月 1 6 日

平成29年川西町議会第1回定例会会議録（再開）

招集年月日	平成29年3月16日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成29年3月16日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 松村定則      2番 安井知子      3番 福西広理 4番 伊藤彰夫      5番 石田三郎      6番 今村榮一 7番 松本史郎      8番 寺澤秀和      9番 森本修司 10番 中嶋正澄      11番 芝 和也      12番 大植 正	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村匡正      副町長 森田政美 教育長 山嶋健司      理事 藤井隆弘 総務部長 西村俊哉      福祉部長 下間章兆 教育次長 栗原 進      会計管理者 奥 隆至 水道部長 福本哲也      産業建設部長 吉田昌功 総務課長 大西成弘	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 安井洋次 モニター係 野口明日香	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	8番 寺澤秀和 議員	10番 中嶋正澄 議員

## 川西町議会第4回定例会（議事日程）

平成29年3月16日（木）午前10時00分再開

日程	議案番号	件名
第1		一般質問
第2		総括質疑

(午前10時00分 再開)

議長(森本修司君) 皆さん、おはようございます。

これより平成29年川西町議会第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

それでは、質問通告により順次質問を許します。

2番 安井知子君。

2番議員(安井知子君) 議長の許可を得まして、一般質問させていただきます。

町職員の数は適正か、また、職員評価実施の成果について。

今年1月12日木曜日午後3時半過ぎ、東方の93歳の女性が行方不明になられ、警察にも連絡、車での捜索と住民六、七十人の協力を得て探しました。役場、ぬくもりの郷、健康ランド、消防署、その他へ捜索をお願いしました。

日没も迫り、途方に暮れていたとき、午後5時ごろ、役場から、現場に駆けつけてくれていた役場とぬくもりの郷の女性に電話が入り、役場のソファに横たわっておられるとのこと。事実関係を調べた結果、午後3時半ごろ、眼鏡をかけた某男性の車で役場まで送ってもらい、ソファに座っていたが、疲れてソファに横たわったとのこと。

問題は、約1時間以上も誰も気づかず、誰も声をかけない、靴を履いていない人がたとえ3分でもソファに座っておられたら、職員のほうから声をかけるべき。捜索依頼をした私には何の連絡もない。庁内連絡はしないのか。このようなことは、あってはならないこと。原因はどこにあるのか。職員削減と関係があるのか。

平成28年12月議会における職員定数改正条例により、町長事務部局職員定数を93人から85人に変更されました。現状は83人とのこと。それでは、再任用職員、非正規雇用の方は何人おられますか。

また、職員への過度な負担を減らすため、民間委託化を推進する方法をとっておられるのですか。

県内自治体におき、職員数が19年連続で減っているとのこと。川西町においても職員数適正化計画はあるのでしょうか。

奈良市では、1カ月以上の長期病気休暇をとる職員が年間70人以上に達し、うち3カ月以上の休職者の7割が心を病んでおられるとの報道がありました。

川西町において長期病気休暇の人は何人くらいおられ、どのように対応されていますか。今後、職場に復帰される見込みはありますか。原因として、病気、上司・同僚との摩擦、来庁者とのトラブル等、いろいろ考えられます。職員の元気は川西町の元気につながると思います。

また、職員の評価をした結果、どのような成果が出ましたか。

上司の目を気にして萎縮してはいけません。来庁者に目配りし、トラブルを防ぐためにも、経験者を窓口に置くことも大切では。



いかなるときも管理職が職員の採点をするよりも、職員のカバーをすることは必須であると思いますが、いかがでしょうか。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 安井議員の御質問の町職員数の適正性や職員評価実施の成果等についてお答えいたします。

まず、東方の女性の方の行方不明の件について御説明いたします。

今年の1月12日、恐らく午後4時ごろに、高齢の女性が住民保険課前のロビーソファに座っておられるのを当課の職員が確認しております。しかしながら、住民保健課前のロビーは、高齢の方にとってコスモス号の待合場所にもなっておりますので、当初はコスモス号を待っておられる方と認識しておりました。

その後、2回ほど職員から本人に問いかけを行いました、「家族が迎えに来るのを待っている。家族が迎えに来るから大丈夫」と返答されたため、行方不明で捜索中の方であることが判明するまでに時間を要しました。

なお、本人が裸足であったことについては、当然、気づいていれば異変を感じ、早期に確認等を行ったと思われませんが、足元までは気づかなかったとのことでございます。

このようなことから、今回の件は職員数の削減とは関係がないと考えてはおりますが、他の課には行方不明の方の情報が入っておりましたので、役場内での情報の共有が不十分であったと考えております。

今後は、情報の共有と、役場に来庁された方に対してより一層の気配りに心がけるよう、職員に周知いたします。

次に、本町の職員数についてでございますが、町長事務部局、教育委員会、公営企業等の全職員数は、平成29年1月1日現在、正規職員101人、再任用職員3人、嘱託などの非正規職員、これはアルバイト職員を除きますが、9人でございます。また、平成15年度より27年度にかけて、2回の見直しを含め、川西町定員適正化計画を策定しておりましたが、類似団体の平均職員数を下回るとの目標を達成したため、現在は計画を策定しておりません。

なお、現在の職員数については、各課に対する業務量調査を実施した結果や、類似団体の平均職員数を下回っていることから、適正であると考えておりますが、今後、人口が減少する中、税収の減収が見込まれるため、より一層適切な定員管理に努めてまいりたいと考えております。

また、職員の負担軽減につきましては、浄水場の管理運営委託や、今年の1月から、繁忙期における税務課へのアルバイト職員の配置などを実施いたしております。

次に、長期病気休暇についてでございますが、現在、長期病気休暇を取得中の職員はおりません。過去に取得した職員への対応といたしましては、職員が業務に復帰する場合、できるだけ負担の少ない職場に配置するなどの配慮を行っております。

また、常日ごろより、職員に対しまして定時退庁の推奨や年次休暇・リフレッ

シユ休暇等の休暇取得を呼びかけるなど、ワークライフバランスを推進しております。

最後に、職員評価についてでございますが、地方公務員法の改正により、地方公務員にも人事評価制度の導入が求められたこともあり、川西町では、平成22年度から5年間試行期間を十分に設けた上で、平成27年度より本格的に人事評価を実施しております。

この人事評価は勤勉手当に反映され、頑張った結果が直接職員本人に還元されるため、職務に対する意欲の向上が見込めることを導入目的の一つとしておりますが、一方で、人材の育成も大きな目的としておりまして、職員の採点を主眼には置いておりません。

職員が自ら目標を設定し、自主的に目標を管理しながら職務の達成に向けて励むことになり、また、人事評価を行う過程で評価者と面談を行いますので、職員が自身の強みと課題を把握することができ、意識改革や行動変革につながっていると考えております。

また、人事評価の流れを申しますと、最初に直属の上司が1次評価を行いますが、この1次評価については、部課長級職員で構成される人事評価適正化会議での妥当性の検証を経て、1次評価者の上司が再評価、2次評価を行います。これは、評価の客観性・公平性を担保するもので、特定の上司の判断だけでは評価が確定しない仕組みであり、上司の目を気にして職員が萎縮するといったことはないと考えております。

逆に、上司と部下との面談が行われますので、これまで以上に組織内でのコミュニケーションが活性化され、管理職が職員をカバーすることに役立っているものと考えております。

以上でございます。

議長（森本修司君） 安井知子議員。

2番議員（安井知子君） ありがとうございます。

来庁者に優しく笑顔で接することで、大抵のことはスムーズに処理できると思いますが、万が一トラブルが発生したときは、即管理職が対応し、職員をカバーすることで、貴重な人材が長期休暇をとり、結果、退職してしまわれるようなことを防げるのではないのでしょうか。

よろしく願いいたします。

議長（森本修司君） 4番 伊藤彰夫君。

4番議員（伊藤彰夫君） 伊藤です。議長の許可を得ましたので、質問いたします。

さきに通告してありますように、地域包括ケアシステムの構築についてであります。

我が国において、社会保障構造改革の第一歩として、平成12年（2000年）4月から介護保険制度が施行されました。業者参入の促進も積極的に行われ、多様な事業者が介護事業に乗り出しました。また、老人医療の一部を介護療養型医療施設として介護保険制度に取り込み、医療と老人福祉の総合化を目指し、制

度が始まりました。

介護保険制度は、3年ごとに見直され、制度の改定が行われてきました。平成18年度（2006年度）には、それまで補助事業であった介護予防や地域支え合い事業が介護保険の中に取り込まれ、地域の調整機関としての地域包括支援センターの創設が始まりました。本町でも、平成18年、第3期介護保険事業計画から地域包括支援センターが役場の1階に設置され、総合相談窓口として多くの町民の皆さんに利用されてきました。

平成24年度（2012年度）の改定では、自立の支援をより強化するために、自立支援型ケアマネジメントや地域包括ケアシステムが提起されました。平成27年度（2015年度）には、医療・介護一体改革の第一歩として、医療から介護へ、施設から在宅へといった新たな地域包括ケアシステムの構築が示されました。これは、重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供されるケアシステムで、今から8年後、団塊の世代が75歳を超える平成37年（2025年）を目標年度として、さまざまな取り組みが進められています。

本町においての高齢化率は3年前に30%に達し、年々高くなっています。これに伴って介護認定者も年々増加傾向にあります。町民の皆さんは、医療、介護、日常生活に安心して暮らせるまちを望んでいます。それには、地域包括ケアシステムの構築が最重要課題であると考えます。

本町の第6期介護保険事業計画では、さまざまな介護保険事業の実施とともに、「長生きを喜べるまち、楽しめるまちへ」を基本テーマに、地域包括ケアシステムの構築のための4つの重点取り組み事項が掲げられています。

その1つは在宅医療・介護連携の推進、2つ目は認知症施策の推進、3つ目は生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、4つ目は高齢者の居住安定に係る施策との連携。

システム構築の目標年度はまだ少し先のことですが、本町では、この地域包括ケアシステムの構築に向けてどのように取り組んでおられるのか、現在の進捗状況と今後の方針をお尋ねいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 伊藤議員の地域包括ケアシステムの構築についての御質問にお答えいたします。

まず、本町の人口は減少傾向にある中で、65歳以上の高齢者数は増加を続けており、平成29年2月現在の高齢化率は32.22%でございます。前期高齢者人口の伸びは頭打ちで、当面は後期高齢者の人口が増加していく傾向にございます。

また、要介護・要支援の認定者数は454人で、介護保険制度がスタートしてからの16年間で約2.6倍となっております。認知症高齢者のひとり暮らしや高齢者世帯の増加と地域社会や家族構成の変化の中、介護保険制度では対応できな

い生活支援ニーズや社会的孤立、貧困を背景とする深刻な生活課題が顕在化しております。

こうしたニーズへの対応に当たっては、公的制度だけではなく、助け合いの理念に基づく住民活動による取り組みや、互いに支え合う地域づくりが不可欠となってきました。団塊の世代が75歳以上となる2025年をめぐりに、住民自身が暮らし続けたいと思う地域の姿を描き、さまざまな形で参画し、専門職、専門機関や自治体、企業等と協働して支えていく地域の生活支援の仕組みづくりである地域包括ケアシステムの構築を進めているところでございます。

まず、1つ目の在宅医療・介護連携につきまして、平成27年度から国保中央病院の構成市町村である磯城郡3町と広陵町の4町の介護保険担当課で定期的に会議を開催し、国保中央病院を中心とした4町協同で広域的な連携に向けて、医療と介護の連携に関する問題点や現状の課題などを共有し、意見交換を行ってまいりました。

昨年10月に、国保中央病院と4町での連携推進をそれぞれで確認し、合意のもと、国保中央病院圏域在宅医療・介護連携推進ワーキング会議設置要綱の策定に至りました。その要綱に基づき、国保中央病院、奈良県地域包括ケア推進室、奈良県地域医療連携課、奈良県中和保健所、4町の介護保険担当課及び地域包括支援センターで組織する担当課レベルの国保中央病院圏域在宅医療・介護連携推進ワーキング会議において、課題の抽出と対応について毎月協議を重ねているところでございます。

平成29年度は、各医師会にも会議への参加をお願いする方向で進めております。

また、連携推進組織の上位の会議として協議会を発足し、行政の上位職や他職種関係機関の代表の方々に御参加いただき、国保中央病院を核とした地域医師会等と広域的な在宅医療連携体制づくりを目標に、協議・検討を行っていく所存でございます。

次に、認知症施策につきまして、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症への理解を深めるための普及啓発、また、昨年9月から文化会館サークル室で、認知症の方や御家族、地域の方との交流を楽しんでいただける認知症カフェ、いわゆる「かわにしココロカフェ」を毎月第3木曜日に開催しております。

さらに、認知症の人やその家族に早期にかかわり、容態に応じた適時適切な医療・介護などが提供できる支援体制といたしまして、認知症初期集中支援チーム員の確保については、専門病院へ協力依頼を行い、来年度からの実施に向け体制準備は整っておりますが、認知症初期集中支援チームや認知症支援推進員などによる具体的な施策については、これから検討を進めてまいります。

また、認知症の経過に応じて利用できる支援を一覧にした「認知症ケアパス」も作成する予定でございます。

また、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進につきまして、介護予防・日常生活支援総合事業を来年度から開始します。今年2月に、各事業所様向

けに総合事業説明会を開催させていただきました。本町の総合事業サービスは、現行の介護予防訪問介護相当サービスと介護予防通所介護相当サービスで、65歳以上の全ての方が利用可能な一般介護予防事業として短期集中運動教室、地域リハビリテーション活動支援、出前講座、脳の健康教室と、地域において介護予防に役立つ自発的な地域住民グループ活動の立ち上げ支援事業がございます。また、平成28年度から、地域において、介護予防に役立つ自発的な地域住民グループ活動の立ち上げ支援も行っております。

多様な介護予防・生活支援サービスの拡充のため、生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、本町におけるNPOやボランティア、住民活動などの実態調査を実施し、資源の状況の把握を行っております。

生活支援コーディネーターと行政を含めた多職種による生活支援サービスの体制整備や地域のニーズを把握するため、今年度1年間、定期的に研究会を重ね、2月に行政、医師、介護サービス事業者、住民ボランティアなど、多職種参加による協議体を設置し、地域ケア会議も定期的に開催しながら、高齢者の多様なニーズに対し、サービスを包括的・継続的に提供するための検討も行っております。

最後に、高齢者の居住安定に係る施策との連携につきましては、施策の検討に至っておりませんが、要介護の高齢者及び高齢者の単身世帯、認知症の高齢者や介護予防の対象となる虚弱な高齢者も増加し、高齢者が安心して暮らし続けられる住まいの実現のための今後の重要な課題であると考えております。

以上、地域包括ケアシステムの構築につきましては、介護保険事業計画の実施を通じて地域の自主性や主体性に基づき本町の現状や課題を継続的に把握し、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制である「川西らしい仕組みづくり」を継続していきたいと考えております。

これからも地域住民の方々の御理解と御協力などをお願いしていくこととなります中で、議員の皆様方にも御理解のほど、よろしくお願ひしたいと考えております。

以上です。

議長（森本修司君） 伊藤彰夫君。  
4番議員（伊藤彰夫君） 地域包括ケアシステムへの取り組みについて詳細に説明いただき、大変よくわかりました。

この地域包括ケアシステムが構築されれば、誰もが安心して住み続けられる川西町になると期待しています。私も安心して川西町に住み続けるつもりでございますので、これからもシステム構築に向けて鋭意取り組んでいただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

議長（森本修司君） 1番 松村定則君。  
1番議員（松村定則君） 松村でございます。議長の許可をいただきましたので、質問

させていただきます。

町内の通学路を中心に街路灯のLED化が進んできて、夜間の通行の安全性が確保されてきましたが、一步離れると、薄暗く老朽化した防犯灯を多く見かけます。各自治体管理の防犯灯が多く、LED化するには多額の費用が必要となります。

そこで、LED灯への変換時に町費の補助をお願いしたいと考えております。LED防犯灯は、現在の蛍光灯のものと比べてエネルギー効率と耐久性にすぐれ、温室効果ガス排出削減と維持管理費の減少の2つの方策をとともに実行できるものとして期待されています。

まちを明るくして、夜間における犯罪の発生を防止し、歩行者の通行の安全を図るまちづくりを進めたいと考えております。町長のお考えをお聞かせください。

議 長（森本修司君） 町長。  
町 長（竹村匡正君） 松村議員御質問の街路灯・防犯灯のLED化についてお答えいたします。

防犯灯については、夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の安全を図ることを主たる目的として、自治会及び自治体などが設置者となって今日に至っております。本町におきましても、平成28年3月現在、町が設置している防犯灯は約340基、自治会が管理している防犯灯は約800基ございます。

防犯灯は、地域の犯罪を抑止するという機能だけではなく、地域で一定の負担もしながら、自らの手で自らのまちを守るという住民の安全に対する関心を高め、地域の連帯を醸成することにも重要な役割を果たしているものと考えております。

また、防犯灯の設置場所の選定などについては、地域内を通行し、実情をよく把握している地域住民の皆様が最も適切かつ効果的に、しかも迅速に行っていただいていると認識いたしております。

このような中、御要望の自治会管理の防犯灯のLED化変換時の補助金の支出についてでございますが、補助金である以上、その対象とするためには、どの場所でも同じ条件が必要であることが求められます。また、それぞれの防犯灯の設置によっては、防犯上の効果を得られるのは、基本的にその周辺にお住まいの住民の方々ということにもなります。そうしますと、受益者が一部の住民に限られるという状況が補助金支出のあり方として適切かどうかという問題もあり、補助金の支出には整理すべきところがあるように思います。

しかしながら、多くの子どもたちにとって、防犯及び交通安全上大きな効果が期待できます通学路において、自治会所有の防犯灯についてLED化を行う一方、通学路の状況によっては、防犯灯の新設設備などを自治会の協力を得て推進していきたいと考えております。

議員お申し出の通学路以外の部分の防犯灯のLED化交換時への補助金につきましては、先ほど申し上げた問題点を整理した上で、今後とも広く町民の方の御意見をお聞きしながら、現在自治会の集会所などの補助のように、補助制度の構築を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（森本修司君） 松村正則議員。

1 番議員（松村定則君） 御回答ありがとうございます。

これからもLED化はどんどん進んでいくのかなとは思っておりますが、各自治会、町民負担、もちろんそうなのですが、そこに町として幾ばくかの助成をいただけるのがいいのかなと。多年にわたっての交換となりますので、その辺のこと、ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

議 長（森本修司君） 3 番 福西広理君。

3 番議員（福西広理君） 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

職員向け防災対策マニュアルの作成状況及び図上訓練の実施状況についてでございます。

我がまち川西町は、4本の大きな河川に囲まれ、外水氾濫による大水害が発生することが懸念され、また、近いうちに起こると言われている南海トラフ地震や東縁断層で起こる大地震による被害が想定されております。本定例会に上程いただいている第3次総合計画基本構想の中にも、安心、すなわち災害に強い安全なまちをつくと明記されておりますとおり、被害を最小限にとどめるために十分な対策を講じておかなければなりません。

昨年に本町で作成された川西町地域防災計画の中身は、被害想定から災害復旧までしっかりと考えている計画であると評価いたしますが、実際に大災害が起こったときに、町長初め本町の職員さんたちが初動においてどのような行動をとるか、被害の大きさがかなり変わってくると思います。

そこで質問ですが、本町職員向け防災対策マニュアルの作成はされていますでしょうか。また、マニュアルよりも重要であるとされる実践的な図上訓練を全職員に対して行っておられるのか、また、今後の訓練実施計画はあるのかをお尋ねいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 福西議員御質問の職員向け防災対策マニュアルの作成状況及び図上訓練の実施状況についてお答えいたします。

平成28年8月に、川西町地域防災計画については、東日本大震災を踏まえて行われた災害対策基本法の改正、国の防災基本計画の修正、南海トラフ巨大地震に関する国の検討会の検討内容、奈良県地域防災計画の修正などを踏まえ、大規模広域災害への対応について見直しを行いました。

また、昨年10月に、大和川上流部の関係3市8町、奈良県、奈良地方气象台、近畿地方整備局から成る大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会が立ち上げられ、水防災意識社会再構築ビジョンに基づく大和川上流部大規模氾濫域の減災に係る取り組み方針も策定されたところでございます。河川の氾濫による浸水被害の軽減に向けて、ハード、ソフトの両面から取り組みが進められているところでございます。

そこで、議員御質問の職員向け防災対策マニュアルについてでございますが、

災害が発生しそうな場合や発生した場合の3日後までの初動対応を示した川西町職員マニュアル及び本部事務局マニュアルを、平成26年に作成しているところでございます。また、住民の方々が避難生活を余儀なくされた場合も想定いたしまして、避難所の運営体制を迅速に立ち上げるための避難所開設マニュアルについても作成しております。各マニュアルについては、必要あるごとに見直しを行っているところでございます。

次に、全職員を対象とした防災訓練についてでございますが、こちらは、平成23年度に、管理職を対象といたしまして、河川氾濫による浸水を想定した図上訓練の実施を行っております。以降については、平成24年に自主防災会が立ち上がり、警察、消防などの関係機関や小学生を含め、町と自主防災会との共催での訓練を実施してまいりました。

全職員には、随時シェイクアウト訓練を実施しております。

次年度の計画といたしまして、平成29年10月ごろに、県防災課協力のもと、関係機関と連携した図上訓練やタイムライン作成等、職員を対象とした訓練の実施を予定しております。

以上です。

議 長（森本修司君） 福西広理君。

3番議員（福西広理君） ありがとうございます。職員向け防災マニュアルの作成について、本部事務局マニュアル及び避難所開設マニュアルとあわせて作成いただいているということですが、これらのマニュアルは、作成しただけでは意味をなさず、きっちりと全職員に周知・教育を行い、それぞれが災害発生時に何をすべきかという役割を自覚し、意識を高めておかなければなりません。

そこでお尋ねいたしますが、この作成されたマニュアルは、こういった形で全職員に周知されているのか、また、全職員がきっちりとマニュアルを理解し、行動をとれる状況であるとお考えなのかをお尋ねいたします。

次に、図上訓練の実施状況ですが、平成23年に実施してから5年以上も行っておられない。次年度には訓練の実施を予定されているとのことですが、今後はきっちりと継続的に訓練を行い、少なくとも想定できる災害に対しては的確な対応ができるよう、スキルを高めていただきたいと思います。

また、ここ数年、川西町全域の自主防災会と川西小学校5年生が参加する基本的な防災訓練を毎年行っていただいておりますが、この訓練にもっと本町職員がかかわり、また、全住民も対象とした町全体で行う緊張感のある実践的な訓練を実施してはどうかと考えますが、竹村町長の御所見をいま一度お聞かせいただけますでしょうか。お願いします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 福西議員の御質問にお答えします。

先ほども申し上げましたとおり、職員向けのマニュアルについては、職員防災マニュアル、本部事務局マニュアル及び避難所開設マニュアルを備えております。職員防災マニュアル、本部事務局マニュアルは、災害発生から3日までの初動対



応を念頭に構成しておりまして、情報の把握を初め、職員の参集方法、災害対策本部の設置などについてマニュアル化しております。避難所開設マニュアルでは、避難所での円滑な共同生活を営むために、住民の皆さんが避難所を自主運営するための基本的なルールを定めております。これらにつきましては、職員の宿日直時に災害が発生した場合の指針として当該マニュアルを常置しておりますが、マニュアルを通じた職員の行動の基本的な事項が十分認識されているか疑問が残るところでございますので、今後、職員一人一人が冊子のマニュアルを所有して、生かせるようにしたいと考えております。

次に、本町職員がかかわって全町民を対象とした防災訓練についてでございますが、今のところ、町といたしましては、各地域の防災リーダーとなる人に向けての訓練を、先ほども申し上げましたとおり、自主防災会と共催という形で行っております。一度に多くの住民の皆様方の御参加をいただくような総合訓練的なものも将来的には必要であるとは承知しておりますが、現段階では、防災リーダー向けの訓練が妥当であるのかなと考えております。

内容といたしましては、各地区の自主防災会及び自治会から代表者を3名程度、また消防署、警察署並びに関係機関からの参加をいただき、町全域に緊急速報メールによる震災情報を送信し、避難行動シェイクアウト訓練の実施を初め、自主防災会主導のもと、避難所設営訓練を行っております。今年度につきましては、簡易トイレの設置訓練をしていただきました。

また同時に、川西小学校でも全学年を対象に防災の講義を実施しており、その後、小学校5年生と自主防災会と合同で水消火栓による消火訓練やAEDの操作などの実践的な訓練を行っております。

発生が予測できない地震等に対しましては、備えておくことが重要であると認識していただくことを主眼に、訓練を実施させていただいております。現在は、地域や小学校の防災訓練と内容が重なるところもございますが、今後は高齢者などの災害時要援護者の避難訓練や、避難支援対象者名簿等を活用した情報伝達や安否確認・避難誘導などの災害時要援護者への支援を含めた訓練の実施についても検討し、学校、自主防災組織、関係機関等の連携を図りながら、住民がより多く参加いただける防災訓練を推進していきたいと考えております。

そして、職員の図上訓練も行った上で、各地域の防災リーダーに対する訓練がある程度実施し、避難所開設までのスキームの習熟度を見ながら、さらに多くの住民の皆様と職員を巻き込んだ形の訓練形態を考えていきたいと考えております。

以上です。

議長（森本修司君） 福西君。

3番議員（福西広理君） 町長お述べのとおり、本町では既に全ての自治会において自主防災会が設置され、防災に対する意識も高まりつつありますが、本町の職員におかれましても、町長が先頭を切って災害に対する緊張感を住民に示されることが、ますます住民の防災に対する意識の向上につながり、災害に備えることができると思います。

竹村町長が就任当初から掲げておられる「安心して暮らせるまちづくり」をしつかりと行っていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

議長（森本修司君） 11番 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 11番、芝和也です。本町における就学児童への援助制度につきまして、町長に質問いたします。

この就学援助制度につきましては、その条例化を求めまして、これまでも議論を重ねてきているところでありますが、これまでのところ、当面は内規で対応していく旨の考えをお示しでありまして、条例化には至っておりません。したがって、これはこれで引き続きその対応を求めていくことには変わりはありませんので、早晚実施に踏み切られんことを改めて求める次第であります。

それはそれとしまして、新年度からの就学援助制度であります。国の基準単価が引き上げられることとなりまして、これを受けまして、本町を初め県下の各市町村でも、その基準に基づきまして、新年度において対応するべく、目下その準備を進めているところであります。

本町での本制度の手順は、毎年、新年度が始まってから申請を受け付けまして、6月ごろの所得の確定を待って、それを受けて受給者を決定し、各学期のしまい方に支給するという流れで一連の手だてが講じられているところであります。毎年の新入学児童においてもこの流れは同じとのことであります。

本町では、若年夫婦を中心に、少しでも親御さんの経済的な負担軽減にと、この春から、新入学への児童への制服の支給が始められております。就学援助制度でも考え方としましてはこれと一緒にありまして、入学準備の手だてとしては、その準備期間、つまり、入学前に手だてが講じられていなければ、実際に間に合う取り組みとしてはいきには働きません。この解消には、入学前に支給の手だてを打つ以外にありませんから、その方法はさまざまにありましようが、例えば前年度の状況を参考にして、一旦みなし判断をするなりして支給し、当該年度の所得確定を待って、その後に精算をする等々の方法に舵を切りかえれば済む話であると考えます。

かゆいところに手が届いてこそ、せっかくの取り組みが功を奏するというものでありますので、これらがかなうよう、一連の手だての改善を求めるものであります。前向きな御答弁をよろしくお願いいたします。

議長（森本修司君） 町長。

町長（竹村正匡君） この件につきましては、まず教育長のほうから回答させていただきます。

議長（森本修司君） 教育長。

教育長（山嶋健司君） 芝議員の就学援助制度につきましての御質問に、まず私のほうから回答させていただきます。

まず、就学援助制度の条例化についてでございますが、以前に申し上げましたように、現在の内部規律的な要綱から、法律に基づき、法令に反しない範囲でその権限に属する事務に関して制定します規則へと変更していくことで、委員会に

において現在調整を行っていることを、まず御報告させていただきます。

続きまして、新入学児童への入学準備に係る就学援助費についてでございますが、就学援助制度の国の基準単価につきましては、毎年見直しがなされております。平成29年度におきましては、議員仰せのとおり、新入学児童生徒学用品費等の支給単価が、現在の2万470円から4万600円へと、ほぼ倍に引き上げられる予定となっております。

現在、就学援助制度の実施において、本町では、申請者の前年度所得の確定後の6月ごろに申請を受け付け、対象者には4月にさかのぼって支給する流れとなっております。

芝議員の御質問の中にある、新入学児童生徒学用品費等を入学前に支給するような手だてを講じられないかということではありますが、支給において準拠しております現在の文科省要保護児童生徒援助費補助金制度では、入学する年度の前に市町村が要保護児童を対象に就学援助費として支給した場合の経費については、当該補助の対象とならないことになっております。このことから、国においても、入学する年度の開始前に支給できるよう、現在、先進団体でそれに対応しておられるところもありますので、先進団体の情報を収集・検討されていると聞き及んでおります。

また、準要保護につきましては、県下で3町が新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を平成29年度の入学児童より開始されております。

委員会といたしましても、国における検討結果も踏まえながら、県下各市町村の情報収集を行い、事前支給を行っていくに当たっての課題も含めて整理をし、入学前支給について検討を行ってまいりたいと考えております。

今後も、新入学となる保護者の負担軽減、子どもたちが新入学時によりよい学校生活をスタートできるよう支援していきたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝和也君） 検討はしていく、こういうことであつたかと思えます。確かに教育長も今お述べのとおり、国のほうが自治体の手だて、取り組みに対してペナルティーを科すような、そういったところが非常にけしからん話でありまして、市町村は、住民の皆さんに直接ふだんから接しているところでありまして、そういった皆さんを支援していくという手だてをきちんと講じていくというのがその仕事の中心でありますから、それをまじめにやったところがペナルティーをこうむるなんていうことは、非常にけしからん話であります。

教育長の御答弁でも紹介がありましたように、先進的な取り組みと申しますか、既に入学前に取り組んでいるところは、全国的にはもう100を超える自治体が29年度の入学に向けましては28年度中、この2月、3月中に手だてをとっているという事態も出てきていますので、そういう点では、そういった動きを国も参考にしながら、取り組みの内容を変えていくということにはつながっていく大きな弾みになっていると思えますし、県下でも、川西町は位置的に言いますと、

西から順番に王寺、上牧、河合とこの取り組みが来ていますので、順番からいったら次は川西かなと、たまたま偶然ですが、そうなりますけども。

それはそれとしまして、こういう支援の手だてに前向きに取り組むということですが、町長御自身、制服の支給のこともありますし、その辺、入学前の取り組みは当たり前やと思うんですけれども、いかがでありませうか。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村正匡君） これまでの間、芝議員とは、子育てに関する経済的な負担の軽減や暮らしの応援などにかかわる件でいろいろ議論を進めさせていただきました。

そのような中、私も就任して以降、子ども医療費の助成対象拡大に始まり、次年度からは、先ほど芝議員もお述べになりましたとおり、小学校1年生に対しての制服支給ということも始めさせていただきました。

現在、小学生を育てていらっしゃる方々はこういったところで費用が必要なのかというのを細かく分析させていただきましたところ、やはり新入学時が最もお金が要る時期であるということはよく認識しております。

そのような中、先ほども教育長からも答弁がございましたとおり、現在国のほうでも情報収集され、検討されているということでございますので、まずは県を通して国に要望・陳情を進めていくとともに、入学前支給について、教育委員会でも申しておりますとおり、私といたしましても前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 確かに、そういう手だてをしようというところに国がペナルティーを科すというのは、自治体側からしますと全く理解に苦しむ話だと思います。制度としては、先ほども金額も示していただきましたように、ほぼ倍ですよ。2万470円が4万600円、中学生の場合は2万3,550円が4万7,400円ということになりますので、今の町長の御答弁でもあったように、それだけ必要だということから、こういう手だてをしようということで単価も上げていて、かつ、それを必要な時期に講じようと思ったら、そこがなかなかいきにくいと、こういう話であります。その点では、制度との絡みもありますし、全体の状況もありますし、前向きに検討するというところでお答えいただいています。

29年度末、30年度に入学される皆さんに向けましては、そういった一連の動きがあれば当然のことではありますが、ない場合も、ぜひそこは御判断いただいて、早晩そういう方向で動いていくことでありませうから、この辺は自治体の本来の住民に対する暮らしを支弁する、応援していく、そういう取り組みの大変大切な部分になってくると存じますので、そこは前向きに検討ということでありませうので、ぜひ取り組んでいただきますように、重ねて求めておくものであります。

以上、よろしく願いいたします。

議長（森本修司君） これをもちまして一般質問を終わります。

続きまして、日程第2、総括質疑に入ります。

先日上程されました議案第1号、平成29年度川西町一般会計予算についてより、議案第27号、川西町第3次総合計画基本構想についてまでの27議案について一括議題といたします。

去る10日、当局より提案説明が終わっておりますので、これより総括質疑に入ります。

質疑通告により、3番 福西広理君。

3番議員（福西広理君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問に引き続き総括質疑を行います。

平成29年度一般会計予算における認定こども園新設に伴う補助事業についてでございます。今年4月より開園予定であります幼保連携型保育園、川西こども園に対する補助金についてお伺いいたします。

昨年末から、隣町の田原本町におきまして、本町にできる川西こども園の運営母体である社会福祉法人愛和会の前理事長が、同町委託事業の委託費を不正に受給し、逮捕されたことに端を発し、先月には新たに田原本前副町長が同法人に対して補助金額を増額する便宜を図ったとして逮捕されたことは、皆さん御存じのとおりであります。また、この4月から川西こども園に入園予定の保護者の方々の大きな不安材料となっております。

まず、平成29年度予算案に計上されております川西保育園運営補助費1,232万9,000円について精査いたしましたところ、国の補助要綱にのっとり、適正に算定されているものと確認いたしました。しかし、いまだ保育園運営の認可が県からおりていない状況であります。本町で認可をするかどうかの決定権はありませんが、万が一認可が得られなかった場合、入園予定であった方々に対する対応策を本町が責任を持ってとっておかなければなりません、どのようにお考えなのかをお尋ねいたします。

次に、この運営補助費1,232万9,000円の内容についてですが、障害児保育補助金、病児保育補助金、延長保育補助金、一時預かり事業補助金の4つの事業の総額となっております。そのうち病児保育と一時預かり事業の2つが現在まで本町で保育園運営をしていただいている成和保育園にはなかった新しい事業となりますが、この2つの事業を行うに当たり、合計841万円、実質町負担3分の1なので、約280万円が計上されております。

そこでお尋ねいたしますが、この2つの事業は、本町の住民や保育園利用者からの要望、もしくは竹村町長の子育て支援に対する熱い思いから愛和会さんのほうに事業の実施を依頼されたのか、それとも愛和会さんのほうから提案があり、実施する案が出てきているのかをお聞かせ願います。

以上です。

議長（森本修司君） 福祉部長。

福祉部長（下間章兆君） まず、私のほうから回答させていただきます。

認定こども園新設に伴う補助事業についてでございますが、御存じのとおり、社会福祉法人愛和会が建設している幼保連携型保育園、川西こども園につきましては、本年4月開園予定となっております。この3月中旬に竣工すると聞いておりますが、奈良県のほうから認定こども園運営の認可はまだおりていないのが実情ですが、本町といたしましては、認定こども園が認定されるというようなものとして事務を進めております。

万が一認可が得られなかった場合の対応につきましては、新聞紙上に愛和会の不祥事が掲載されました昨年11月時点では、川西こども園の申し込みも終わっていたことから、愛和会の担当理事に来ていただきまして、認可が得られなかった場合には、愛和会の他の施設で申し込まれた児童の対応をお願いいたしました。愛和会といたしましては、保育士の確保や施設の面積的な問題もあり、確約はいただけておりませんが、先日、本町として再度愛和会での対応を要望し、担当理事からは「できる限りの対応はいたします」との回答を得ているところでございます。

次に、新年度予算の川西保育園運営補助に計上しております愛和会が実施する障害児保育事業、病児保育事業、延長保育事業、一時預かり保育事業の4事業についてですが、新年度予算要求に当たり、愛和会の担当者から、子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき、病児保育事業、延長保育事業、一時預かり保育事業を実施したいとの申し出がありました。町といたしましても、子ども・子育て支援計画策定時における子育て世帯のアンケート調査、これは平成26年1月に実施しておりますが、その中にも病児・病後児保育及び一時預かり保育の実施を希望されていることもあり、社会的ニーズがあることから、安心して保育できる環境を整えることが課題であると考え、実施に向け検討していたところです。このため、愛和会からの申し出を検討したところ、町の方針と合致していると判断し、当該交付要綱に基づき予算計上しているところです。

なお、障害児保育事業につきましては、川西町保育所運営費補助金交付要綱に基づき予算計上しております。

以上です。

議長（森本修司君） 福西議員。

3番議員（福西広理君） 御答弁ありがとうございます。昨日、私も川西こども園を見学させていただきましたが、現場サイドの運営面では、きっちりと子育て支援を行っていただき、川西町の子育て世代の方々にとってより有益な施設になっていただくことを期待するところではございますが、本町の補助金を投入している以上、きっちりと経営体制や補助事業内容について目を光らせ、引き続きチェック機能を働かせていただくをお願い申し上げます。

次に、病児保育事業の補助金についてですが、川西町子育て世代のニーズと本町の計画、そして愛和会さんの申し出が合致したので、補助金を予算計上されているとのことですが、この病児保育事業は、川西こども園の園児のみが利用できるもので、成和保育園や川西幼稚園に通っている園児は利用できない事業である

と伺っております。今後、成和保育園さんのほうでも病児保育事業を行うとなれば、同額の431万円の補助を計上しなければならず、川西町の人口推移から見ましても、子どもの数が減っていくにもかかわらず、補助金のみが上がってしまうという非効率な制度になってしまいます。病児・病後児保育事業は、国が推奨する、また、現代社会においてもニーズのある重要な子育て支援策であるということは私も感じておりますが、公的資金を投入して行う支援でありますので、限られた方だけが受けられるサービスではなく、川西町全ての子育て世帯が利用できるサービスにしなければならないと考えます。

そこで、今回川西こども園で行う予定の病児保育事業に、園利用者以外も川西町民であれば誰でも利用できるように、愛和会さんと交渉のテーブルにつくということはお考えにないでしょうか。業務委託として出せば可能ではないかと考えますが、どのようにお考えなのか、御答弁をお願いします。

もしくは、保健センターや子育て支援センターの一部を利用して、本町独自でこの事業に取り組めば、最小限の予算で本町における全ての対象者が支援を受けられるようになると考えますが、この件について御所見をお伺いいたします。

議長（森本修司君） 福祉部長。

福祉部長（下間章兆君） まず、ニーズがそのぐらいあるのかどうか、今実施されていない成和保育園も実施したら、同額の予算が要るから、その辺はどうなのかというような御指摘でございます。

まず、川西こども園、愛和会さんがされているのは、通園時に体調不良を生じた方、熱が38度以上になった場合に、保護者の方をお呼びして迎えに来てもらう。その間、遠方に働きに行かれています方もございますので、保護者の方が迎えに来られるまでの間、看護師等が注意深く見守ると。休園した場合については医療機関の受診も考えるということで実施されている、そういう形での病児保育という形です。

議員お述べの川西町にお住まいの全ての方が病気になったとき、あるいは病後通園するには、愛和会さんにある阪手保育園のほうと病後児保育というのを委託契約させていただいておりますので、保護者の方のニーズがありましたら、阪手保育園のほうと協議してもらって、受け入れてもらえる体制はつくらせていただいておりますので、その辺につきましても、そういう形で御理解いただけたらなど。

お述べの保健センターであるとか子育て支援センターのほうでそういう児童を預かってはどうかというところでございますが、やはりそういう方は保護者のほうで見ていただくと。どうしてもあかるときは、先ほど言いましたような形で阪手保育園のほうで対応していただくというのが本筋かなというように考えておりますので、議員御提案の保健センターであるとか子育て支援センターでの病児・病後児保育のほうは、ちょっと今のところ考えていないので。

ただ、御提案の愛和会さんのほうで新設される病児保育の中で、川西町の子どもが病気になったときの手だてについて、それは交渉というか、検討していただくような話の場は設けたいかなというように考えておりますので、よろしく御理

解いただけたらと思います。

議長（森本修司君） 11番 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 11番、芝和也です。所属委員会以外の福祉部所管の提出案について、一般会計及び国保、後期高齢者の医療会計並びに介護保険会計の各予算について、若干お尋ねをいたします。

まず、一般会計予算で、母子保健事業の取り組みですが、現在、乳幼児に関する各種健診が従前どおり積年取り組まれているところであります。そこで、健診の間隔でありますけれども、1歳半と3歳半の間が若干あきますので、乳児の4、5カ月健診から始まって、10カ月健診、1歳半健診、2歳の歯科の健康相談、3歳半ぐらいの健診と、こういうスパンであるようですので、その辺、間を密にして、2歳児の間で一度健診を入れることはできないかということでお尋ねをいたします。

次に、福祉医療についてであります。

先ほどの一般質問のやり取りで町長のお話にもありましたように、その対象年齢が義務教育を終了するまで、入通院ともに子どもの医療費助成制度として本町では定着してきているところであります。これを、現在、国民健康保険の保険証の医療費滞納の問題から、滞納者に対するペナルティーとして、保険証はストップする、短期証にする、そういったいろんな手だてがとられます。しかし、子どもに関しては、それは問題外だということで、この医療保険証は、現在、高校を卒業するまでは——おおむね18歳ですけれども——国保証については親御さんの保険の滞納があったとしても、子どもさんへは保険証が出されているというのが現状であります。

そういう点から言いますと、補助対象を同年齢まで引き上げていくことは想定にあるのかどうか、その辺の考え方についてお尋ねをいたします。

次に、29年度の国保会計及び後期高齢者医療会計についてであります。

この分野では、皆さん御承知のとおり、国が社会保障費の自然増分、これをそのまま見ずに削減している影響もありまして、その更新を改めてもらって転換してもらうことが問題の解決の一番の大本にはあるわけですがけれども、そのもとであっても、市町村にはやはり住民目線に立った取り組みが求められているのはそのとおりであります。

国保事業は、来年の30年から制度が変わりまして、県下一本化になりますし、それに伴いまして、これまでなかった保険者の努力支援制度というふうに称する医療給付費をどれだけ減らしているかという削減の度合いに応じた評価方法なるものが新たに導入されることによりまして、予算配分が決まってくるというふうな仕組みにもなってきていますから、その影響は加入者だけではありませんでして、保険者そのものにも出てくるという時期にあることもありまして、想像するに、保険料は従前に比してどうしても膨らまざるを得ない状況にあるだろうと思われまます。

それから、後期高齢者医療制度では、今年度からこれまた国の制度が変わりま



すから、これまで5割軽減とかになっていたものが2割軽減に軽減割合がすぼまったり、あるいは9割軽減やったものが7割軽減になるなど、そういった軽減の対象が同じ状態であってもすぼまるというふうなことに医療制度そのものが変わります。そうなりますと、自己負担の上限がどうしても上がらざるを得ないというふうなことになってまいります。これが状況です。

そこで、この分野の負担軽減策についてでありますけれども、これまでのところ、町長と議論を重ねておりますけれども、基本、制度にのっとって、法定外からの繰り入れは行わずに、軽減策も含めて全て法定制度で対応する、こういうことであります。ですから、今示しましたように、制度や軽減策がすぼまるということになりますと、減額されている法定制度そのものが後退するというところで、必然的に加入者の負担は膨らまざるを得ないということになります。

ですから、少なくともこれまでやり取りしている中で、私は法定外の繰り入れ、他会計から繰り入れよという話をしていますけれども、町長は法定制度にのっとってやるということでありましたので、その制度が妥当ということで判断をなさっています。それでいくなれば、その制度がさらに後退するということになりますと、負担はおのずと膨らむというのをそのまま見ているのか、今まで妥当としていた制度を維持するべく手を打つのかということところは、取り組みが問われるところではありますが、そういう用意はあるのかどうか、その辺の見方についてお尋ねをいたします。

それから、介護保険の予算についてであります。

29年度は、現在実施の第6期の最終年度となりますが、次の事業計画を立てていく年にもなってまいります。現状から見まして、来期のサービスの量と、それに見合う保険料の見通し、この辺はどういう設計になっていくか、そのことと、それから、今年度からでありますけれども、要支援者の訪問と通所、この辺の介護サービスが保険給付から市町村事業へと変わることになりまして、中身が、これまでの取り組みであったものがなくなるようなことはあるのかということで確認をしますと、そういうことは起こらないということでありましたので、その確認と、それから、新たに要支援になられた皆さんが制度を受けようと思った場合、今まで介護保険時代では制度が適用になったけれども、市町村事業になったことによって、新たな人はその制度には乗らないようなことが発生することはないのかどうか、その辺についてお尋ねをいたします。

以上です。

議長（森本修司君） 福祉部長。

福祉部長（下間章兆君） まず、私のほうから回答させていただきます。

まず初めに、平成29年一般会計予算の母子保健事業についてでございます。

乳幼児に関する各種健診につきましては、母子保健法に基づきまして、4カ月から5カ月健診、1歳6カ月健診、3歳6カ月健診等を実施しているところです。

御提案の2歳児健診の実施につきましては、現在、1歳から2歳児対象のすくすくサロン、それから、2歳児の歯科健診等を実施しており、保健師が子どもの

様子を注意し、見守っているところです。そのような状況からも、今のところ2歳児健診を実施するというような考えはないので、御承知おきください。

次に、福祉医療につきまして、子ども医療費の助成対象につきまして、県の制度改正に準じまして、昨年8月診療分より、中学生までの助成を入院から入院及び通院へと拡充をしたばかりであります。助成対象を高校卒業までとしているのは、平成28年8月1日現在、県内39市町村のうち6町村となっており、大半が県基準に準じています。当町といたしましては、制度拡充の改正後間もないことから、当面の間は県基準に準じて進めていきながら、近隣の状況や住民からの要望などを注視していきたいと考えております。

続きまして、平成29年度国民健康保険特別会計予算についてであります。

御存じのとおり、平成30年度からの保険者の県一本化については、現在、市町村単位では、被保険者の減少、所得水準の低下、医療費の増に対し、運営の限界に近づいてきておると感じているところです。特に、我が川西町のような小規模な保険者になりますと、突発的な医療費の増に対しましては影響を受けやすく、保険税収入につきましても大変不安定な状況です。

このたびの県一本化は、各市町村の保険財政の安定化を図り、今後も保険制度として持続可能な制度とするための改革であると認識しております。芝議員お述べのとおり、県一本化後には、新たな制度として収納率の向上、医療費の適正化、健康づくりなどの取り組み努力に対して、それを評価し支援するインセンティブ制度を構築し運用するよう、県において検討されております。ただ、現在においては、県としての取り扱い基準などの詳細は何も決まっておらず、今後の検討課題となっております。県一本化であることにより、県内全ての市町村で公平に取り組む問題ではありますが、この制度が被保険者や町にどのような影響が出るかは、財源の内訳にもよりますので、現時点では不明であります。ただし、納付金の算定や新たに導入する制度などについて県内市町村間で公平な扱いとなるよう、県に訴えていくべき問題であると認識しております。

続きまして、平成29年度後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

高齢者の保険料の所得割については、平成29年度は基礎控除の総所得金額等が58万円以下の方について、現行の5割軽減から2割軽減に、また、社会保険の被扶養者であった方について、当面の間行われている均等割の軽減措置の軽減割合が、現行の9割から7割へと改正されます。医療費の自己負担額につきましても、高額療養費制度と高額介護合算療養費制度について見直しされ、限度額の引き上げが予定されております。被保険者の方には負担増となることとなりますが、75歳以上の被保険者数の伸びや医療費の伸びを勘案し、制度を維持するための改正であり、芝議員がおっしゃる制度の後退ではないというように考えております。

国民健康保険も後期高齢者医療も、県一本化・広域化により県内市町村全てが足並みをそろえて取り組んでいくことが大切であり、今回、芝議員の御質問の負担軽減策につきましては、一市町村だけが独自に講じる問題ではないと考えてお

りますので、町といたしましては、今のところ何らかの策を講じる考えはないのが実情です。

続きまして、平成29年度介護保険事業勘定特別会計予算についてでございます。

平成29年度は、第8次高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定年度に当たり、平成28年度におきまして、每期実施する日常生活ニーズ調査、これは、要支援・要介護認定者以外2,391名を対象としてアンケート調査をし、それに加えて、今回は在宅介護実態調査として、要支援・要介護認定者の在宅の方を対象に調査をさせていただきました。高齢者のニーズの把握を進めているところです。次期の計画におけるサービス見込み量につきましては、平成29年度から開始します総合事業により、介護給付のほうは減少するというように見込んでおりますが、御承知のとおり、町内に特別養護老人ホームが新設され、平成30年度に開設を予定されていますことから、当然、サービスの増加が見込まれるところでございます。

今後、計画策定ごとに示されます国の方針にも沿い、本町の人口推計及び今年度を実施したアンケート調査の結果、当月3月9日現在で回収率は68.9と、約70%の回答率を得ておりますが、住民の皆さんの介護ニーズと今後の高齢者の動向を勘案して、介護サービス量を推計し、計画策定委員会で御検討いただきまして、サービスに必要な保険料基準額を設定させていただくこととなります。

次に、平成29年度から開始します介護予防・日常生活支援総合事業につきまして、要支援1または2の認定をお持ちの方が利用されている全国一律のサービスとして提供される介護予防サービスのうち、介護予防訪問介護、いわゆるホームヘルプサービスと介護予防通所介護、いわゆるデイサービス事業が総合事業として町の事業に移行します。移行後の総合事業におきましても、利用者の方には同等基準でサービスを御利用いただけるような事業となっております。サービス利用料につきましても、利用者の方の負担増にならないよう、現行と同額またはサービス単位を1回当たりで設定させていただくことで、利用頻度によっては負担が少なくできることも考慮したサービス費用の設定となっております。

また、事業への移行は一括移行ではなく、要支援者の認定有効期間の更新時に順次移行していくこととなり、利用者の方が混乱されることがないように、チラシ等を作成し、対象者には、事前に訪問するなどして説明させていただき、対応させていただきます。

以上でございます。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝和也君） 重ねてお尋ねをいたします。

まずは母子保健ですが、いわゆる母子保健法に基づく4、5カ月健診、1歳半健診、3歳半健診以外の取り組みを2歳でもしているのです、そのところは、体の状態というか、すくすく育つ、そういう状態の健診、プラス、社会的背景であります児童虐待とか、そういう問題も含めて今は目配りをしていくという取り組

みになっていきますけれども、2歳レベルのところも母子保健法以外の取り組みをやっているから、目配りはいけてると、こういう話であったかと思えます。

確かにその取り組みはとられています、加えて健診をしていって、重ねて厚くという思いから提案というか、問いかけているところではありますが、その辺、町長の御所見をいただけたらというふうに思います。

それから、医療費についてであります、部長から今お話しいただきましたように、長いこと子どもの医療費を入通院で中学生までという話をしていましたけれども、県が実施するまでは通院についてはなかなか重い腰が上がりませんでしたけれども、県が去年実施したことによって、県下一律に入通院中学生までとなりました。先ほど紹介がありましたように、6町村は高校生までやっている。特に南のほうが多いですけれども、そういう状況であります。

それはそれで、同じ状況であっても頑張っておられるということにもなりますし、加えて、子どもの医療費の問題は、財源工面で言いますと、財政出動の頻度がほとんど起こらない年齢になってまいりますので、そういう点で言いますと、町長もいかにまちのよさを訴えていくかということと御苦労いただいておりますけれども、その一環として、付加価値としてこれは十分に役立つ、町の姿勢として、この付加価値は評価されていくのではないかと思います。その辺、どういうふうに見ておられるのか、御所見をお聞かせください。

それから、国保会計、後期高齢者医療会計、この辺の医療費関係の手だてであります。

いずれにしても、制度的後退ではないという話でありました。それはそれで一つの見方だと思います。現状としては、国保にしても後期高齢者医療にしても、軽減策を受けておられる人、つまり所得の低い人——年金生活者が中心になりますけれども——国保で5割を超える皆さん、後期高齢者で7割近い皆さんが軽減策を受けておられるというのが実情であります。普通に収入があって、例えば企業年金等々のある、勤めを果たして、年金の受給者であっても国税を払っておられる皆さんもありますし、一方でそういった軽減策を受けなければならない収入の皆さんもおられるわけでありまして、そのを受けておられる皆さんがそういう状態にあるということは、その皆さんが、先ほどの部長の説明でありましたように、制度を変更することによって軽減策がさらにすぼまるという状態に置かれる皆さんということになりますので、そこは黙って見ていてええんかという問題になってくると思います。

市町村の立ち位置として、国の制度との絡みもありますし、なかなか一市町村の頑張りという話ではありますが、しかし、そこはやっぱり自治体というのは住民の皆さんにとって一番身近なところありますので、その辺の見方、立ち位置として、するかせんかは別ですけれども、国保では5割を超える皆さんが、後期高齢者では7割近い皆さんが軽減策を受けているという状態にあって、さらに負担が上がるというのを黙って見ていてええのかという、その立ち位置の問題で、町長御自身はどういうふうに御所見をお持ちか。やるかやらんかは問いませんが、

そういう状態にさらに加わることにに関してどう思われるのか、御所見をお聞かせいただきたいと思います。

それから、介護保険制度であります。つまり、需要と供給の関係で言えば、供給されれば分母全体も膨らむから、需要もおのずと膨らまざるを得ないという話であったかと思えます。そういうことから想定すると、需要が伸びれば保険料もおのずと上がらざるを得ない、傾向としてはそういうことかと思えますが、その辺、見通しだけでもいいですけれども、重ねてお伺いしておきます。

以上です。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） まず、母子保健事業の1歳半、3歳半の中間の2歳児での健診というお話でございますが、部長からもお話がございましたとおり、法に基づいて1歳半、3歳半でやっているわけで、2歳がないというのは、そういう意味だと思えますので、今のところ実施する考えはございません。

そのかわり、先ほども議員がおっしゃったとおり、2歳児での歯科健診時に、家庭の状況、また子どもの状況を本町の保健師を通して注意深く見守ってまいりたいと考えております。

また、福祉医療につきまして、町としての付加価値として高校卒業までどうかというお話でございますが、こちらにつきましては、昨年8月に中学校卒業まで助成対象を拡大し、町としての付加価値としましては、所得制限なし、また、県基準では通院に最低1,000円要るところを500円という形で、その辺で付加価値をつけているということで、まずは中学校卒業までで当面对応してまいりたいと考えております。

また、国保会計の件でございますが、軽減措置につきましては法定で定めている範囲内で軽減対応をとっております。こちらの問題につきましては、国全体で制度を考えていくべき問題だと考えております。先ほど部長の答弁もございましたとおり、一市町村だけで独自に対応できる問題でもないと考えておりますので、現在のところ、法定内での対応をしてまいる所存でございます。

最後に、介護事業に関しての見通しにつきましては、部長のほうから答弁させていただきます。

議 長（森本修司君） 福祉部長。

福祉部長（下間章兆君） 次期介護保険事業計画の保険料についてでございますが、実際、アンケート調査をただけで、どういう形になるかはまだ想定しておりませんが、先ほど伊藤議員の地域包括システム構築の御質問の場でも町長お述べのように、本年2月現在の高齢化率は32.22%と、いわゆる高齢者が増えていると。必然、第1号被保険者も多くなっていく。そして、今までと同じような認定率で言いますと、介護認定を受けられる方も多くなると。加えて、先ほど申しましたように、30年4月開設予定として準備が進められている特別養護老人ホームは、50床とショートステイが10床ですか、それと、28年4月現在、川西町において要介護3以上の方の特別養護老人ホームへの入所待ちが30人強おられます。

例えばその方たち全員が開設されます特養へ入られますと、1人当たり約30万円ぐらいの介護給付が要りますので、一月当たり900万円、年間通じますと千数百万円の額になりますので、そういう面から見ますと、やはり介護保険料につきましては現行よりも上がってしまうのかなと。

ただ、幸いなことに、今年度はまだ決算を打っておりませんが、介護準備基金というのが本町はございますので、それが残りましたら、次期計画においても全額取り崩して介護保険料の抑制に努めたいというような形で今考えているところで、サービス見込み量につきましても、第7期につきましては施設から在宅へということで在宅サービスを伸ばすような計画となっておりますので、そのような国のほうの指針が出ていると。次期計画につきましては、国のほうから地域包括ケアシステム構築の推進とかいうのは出ておりますが、まだそれ以外のことが出ておりませんので、先ほど申しましたように、第1号被保険者の増あるいは認定者の増によりまして、やはり介護保険料は若干上がるのかなということは今のところ考えております。

議長（森本修司君） 4番 伊藤彰夫君。

4番議員（伊藤彰夫君） それでは、平成29年度予算案のうち、防災無線デジタル化工事と文化会館冷暖房設備改修工事について質問いたします。

平成29年予算案においては、全体で44億6,700万円、平成28年度の予算は39億1,500万円で、その差5億5,200万円の増となっております。増えた分に注目しますと、歳入では地方債が4億1,600万円増えて6億8,000万円、基金からの繰入金が1億6,400万円増えて3億9,000万円となっております。そして、歳出のほうを見ると、新たな事業として防災無線のデジタル化工事3億500万円、これには地方債が使われ、文化会館冷暖房設備改修工事2億1,300万円が基金からの繰り入れになっております。

現在、駅前整備や工業団地が控えている中、29年度の目玉事業とも言える大きな事業を、なぜこの時期に地方債や基金を使って実施する必要があるのか、理由と事業の目的及び内容についてお尋ねいたします。

議長（森本修司君） 総務部長。

総務部長（西村俊哉君） 伊藤議員の御質問にお答えいたします。

平成29年度予算規模につきましては、議員お述べのとおり、前年度に比べまして5億5,200万円ほど増加いたしております。その増加の主な内容といたしましては、御指摘のとおり、防災無線のデジタル化と文化会館の冷暖房事業によるものがございます。

29年度予算にこれらの事業を予算化いたしました理由等について御質問いただいておりますが、事業別にお答えしたいと思います。

まず、防災無線デジタル化事業でございますが、これは、現在行われておりますアナログベースでの送受信ができるのが平成34年度までとなっております。平成34年度以降では、電波法上、デジタルベースでの送受信でしか防災無線の使用が認可されないというようなことになってございます。したがって、ア

ナログ対応でございます現在の設備の更新が余儀なくされたものでございます。

今回の更新によりまして、現在、無線機のみで音声受信されております気象警報などが、デジタル化によりまして個人のスマートフォンなどでも受信でき、加えまして、メールでの受信も可能になったりもしますので、住民の皆様の利便性も向上するものと考えております。

また、御指摘のとおり、防災無線の更新については、緊急防災・減災事業債の借入れを行うわけでございますが、この起債につきましては、後年度の交付税算入率も70%と、財政的には極めて有利な起債でございますことから、この起債が認められる期間、平成32年度までなんですけれども、そこまでに事業を執行することが肝要であるというふうに考えております。

次に、文化会館の空調設備の改修事業についてでございますが、当該文化会館も築20年を経過いたしまして、補修が必要となる箇所の発生が毎年見られるとともに、これに必要となります補修部品の調達も困難な状況となっております。

これらのことから、各部屋及びホールの効果的な空調にも支障を来す状況ともなってきたところでございます。加えまして、今後の冷暖房に係る熱効率などの面から考えますと、現在の全館一括冷暖房方式から各部屋個別の冷暖房方式に変換することが、長期的な維持管理経費の面からも効率的であるという判断のもとに、当該改修事業を行うものでございます。

財源につきましては、設備の更新ということになりまして、適債性がなく、起債を財源とすることはできませんけれども、住民の文化の向上及び地域活動の促進を目的といたします地域づくり振興基金を活用しての実施を考えております。

また、時期につきましては、駅前整備や工業団地の拡張の終了を待つといたしますと、あと数年は着手できなくなるというようなこととなりますので、その間の住民の皆様の利便性を損なうことにもなりますので、駅前整備や工業団地の事業が本格化する前の今の時期に行うものでございます。

以上でございます。

議長（森本修司君） 伊藤議員。

4番議員（伊藤彰夫君） 今の答弁で、防災無線デジタル化、文化会館の冷暖房設備改修につきまして、この時期にやらねばならないということがよくわかりました。

防災無線につきましては、予想されている南海トラフ巨大地震や大規模な水害などから町民の被害を最小限に食いとめるためには、正確・迅速な防災情報や避難情報の伝達が不可欠です。現在の防災無線も今までは役に立ってまいりましたが、端末機も古くなってきています。これからはさらに高度化されたデジタル通信機器が必要です。町民の安心安全のために最高の防災無線デジタルシステムの導入をお願いしたいと思います。

文化会館冷暖房につきましては、築20年経過しており、いろいろと不具合が生じてきていると私も聞いております。改修されれば、町民の皆さんはより快適に文化会館を利用して、文化活動に大いに喜ばれることと思います。

さて、私は、12月議会の一般質問で、「2期目を目指す町長の意気込みを感

じさせるような新年度予算を期待する」との質問をいたしましたところ、町長のほうから、「4つの活力プランのもと、町民がより一層元気になる事業展開を誓う」と答弁されました。29年度予算案を見ますと、今の防災無線デジタル化、文化会館冷暖房設備の改修を初め、駅周辺整備、道路改良工事や道路・橋梁の長寿命化、幼稚園舎や体育館の改修工事、公園の整備、小学校・学童の支援、パソコン購入や結崎能の実施、さらには介護保険対策の推進、健康づくりやネウボラに係る新規事業も数多く計上されています。いずれも町にとっては高額な事業費でございますが、町民がより一層元気になる、いわゆる町民ファーストの予算編成であると確認いたしました。

今後ますます川西町が住みよいまちになっていくことを期待して、私の質問を終わります。

議 長（森本修司君） これをもちまして総括質疑を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。ありがとうございました。

（午前11時44分 散会）



# 議 事 日 程

厚 生 委 員 会  
総務建設経済委員会

# 厚生委員会議事日程

平成29年3月21日(火)

午後1時30分 開議

日程第1 議案第1号 平成29年度川西町一般会計予算について

歳出	款2	総務費	項3	戸籍住民基本台帳費	P. 40～41
	款3	民生費			P. 43～54
	款4	衛生費			P. 55～59
歳入	上記関係歳入				P. 17～

日程第2 議案第2号 平成29年度川西町国民健康保険特別会計予算について

日程第3 議案第3号 平成29年度川西町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第4 議案第4号 平成29年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について

日程第5 議案第5号 平成28年度川西町一般会計補正予算について

歳出	款3	民生費			P. 11
歳入	上記関係歳入				P. 7～8

日程第6 議案第9号 平成28年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第7 議案第10号 平成28年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について

日程第8 議案第11号 平成28年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について

日程第9 議案第15号 川西町犯罪被害者等支援条例の制定について

日程第10 議案第22号 川西町特別会計条例の一部改正について

日程第11 議案第23号 川西町介護保険条例の一部改正について

日程第12 議案第25号 天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の変更について

閉会 14時38分

## 出席委員

委員長	石田 三郎	副委員長	松本 史郎
委員	安井 知子	委員	伊藤 彰夫
委員	寺澤 秀和	委員	大植 正
議長	森本 修司		

## 説明のために出席した者

町長 竹村 匡正  
副町長 森田 政美  
理事 藤井 隆弘  
総務部長 西村 俊哉  
総務課長 大西 成弘

福祉部長 下間 章兆  
住民保険課長 岡田 充浩  
健康福祉課長 吉岡 秀樹  
健康福祉課主幹 中川 辰也  
長寿介護課長 堀内規世子  
会計管理者 奥 隆至

## 職務のために出席した者

議会事務局長 安井 洋次

## 欠席委員及び職員

# 総務建設経済委員会議事日程

平成28年3月22日（水）

午前10時 開議

日程第1 議案第1号 平成29年度川西町一般会計予算について

歳出	款1	議会費	P. 31～32
	款2	総務費	P. 32～43
	款4	衛生費 項1保険衛生費 目3公害対策費	P. 57
	款5	農商工業費	P. 59～62
	款6	土木費	P. 62～68
	款7	消防費	P. 68～70
	款8	教育費	P. 70～86
	款9	公債費	P. 86
	款10	諸支出費	P. 86
	款11	予備費	P. 87
歳入	上記関係歳入		P. 14～

日程第2 議案第5号 平成29年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第3 議案第6号 平成29年度川西町水道事業会計予算について

日程第4 議案第7号 平成29年度川西町下水道事業会計予算について

日程第5 議案第8号 平成28年度川西町一般会計補正予算について

歳出	款2	総務費	P. 10
	款6	土木費	P. 11
	款8	教育費	P. 12
歳入	上記関係歳入		P. 7～

日程第6 議案第12号 平成28年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について

日程第7 議案第13号 平成28年度川西町水道事業会計補正予算について

日程第8 議案第14号 川西町空家等対策条例の制定について

日程第9 議案第16号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第17号 川西町個人情報保護条例及び川西町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正について

- 日程第11 議案第18号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第19号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第20号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第21号 川西町税条例等の一部改正について
- 日程第15 議案第24号 川西町自動車駐車場条例の一部改正について
- 日程第16 議案第26号 川西町・三宅町就学指導委員会共同設置規約の一部を変更する規約について
- 日程第17 議案第27号 川西町第3次総合計画基本構想について

閉会 14時20分

## 出席委員

委員長	中嶋 正澄	副委員長	今村 榮一
委員	森本 修司	委員	松村 定則
委員	芝 和也	委員	福西 広理
副議長	安井 知子		

## 説明のために出席した者

町 長 竹村 匡正  
副町長 森田 政美  
理 事 藤井 隆弘  
総務部長 西村 俊哉  
総務課長 大西 成弘  
総合政策課長 山口 尚亮  
債権管理課長 福本 誠治  
税務課長 石田 知孝  
産業建設部長 吉田 昌功

教育長 山嶋 健司  
教育次長 栗原 進  
教委総務課長 深澤 達彦  
社会教育課長心得 南本 政勝  
水道部長 福本 哲也

会計管理者 奥 隆至

## 職務のために出席した者

議会事務局長 安井 洋次  
主事 松本 雅司

## 欠席委員及び職員

平成 2 9 年川西町議会  
第 1 回定例会会議録

( 第 3 号 )

平成 2 9 年 3 月 2 8 日

平成29年川西町議会第1回定例会会議録（再開）

招集年月日	平成29年3月28日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成29年3月28日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 松村定則      2番 安井知子      3番 福西広理 4番 伊藤彰夫      5番 石田三郎      6番 今村榮一 7番 松本史郎      8番 寺澤秀和      9番 森本修司 10番 中嶋正澄      11番 芝 和也      12番 大植 正	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村匡正      副町長 森田政美 教育長 山嶋健司      理事 藤井隆弘 総務部長 西村俊哉      福祉部長 下間章兆 教育次長 栗原 進      会計管理者 奥 隆至 水道部長 福本哲也      産業建設部長 吉田昌功 総務課長 大西成弘	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 安井洋次 モニター係 野口明日香	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	8番 寺澤秀和 議員	10番 中嶋正澄 議員



## 川西町議会第1回定例会（議事日程）

平成29年3月28日（火）午前10時00分再開

日程	議案番号	件名
第1	議案第1号 ～ 議案第27号	委員長報告  質疑・討論  採決
第2	発議第1号	川西町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例について
第3	発議第2号	際限ない年金の減額をストップして誰もが安心できる年金制度への改善を求める意見書について
第4	発議第3号	「介護保険制度の見直し」を求める意見書について
第5	発議第4号	「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書について
第6	発議第5号	「テロ等組織犯罪準備罪」（共謀罪）法案阻止を求める意見書について

(午前10時00分 再開)

議長(森本修司君) 皆さん、おはようございます。

これより平成29年川西町議会第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、委員長報告を議題といたします。

去る10日の定例会において上程されました、議案第1号、平成29年度川西町一般会計予算についてより、日程第33、議案第27号、川西町第3次総合計画基本構想についてまでの議案27件を一括議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、ただいまより、各委員会の審査の経過並びに結果について、順次委員長の報告を求めます。

議長(森本修司君) 厚生委員長、石田三郎君。

厚生委員長(石田三郎君) 議長の御指名をいただきましたので、厚生委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

去る3月10日の本会議において当委員会に付託されました各議案につきまして、過日、3月21日に委員会を開催し、審議をいたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、議案第1号、平成29年度川西町一般会計予算について、委員より、平成29年度当初予算案の主要施策の概要に記載されている保健衛生事業の推進における新規事業の目的及び効果について、ネウボラ事業における新規事業の目的及び効果について、資源ごみ分別収集の新規事業について質問があり、当局より、「保健衛生事業の新規事業は、本町は透析治療患者が多く、医療費の公費負担も高額となっており、慢性腎臓病罹患者を予防することを目的に、慢性腎臓病重症化予防事業を行います。内容としましては、かかりつけ医と腎臓専門医及び本町の保健師・栄養士が中心となりネットワークを組み、連携手帳を用いて情報を共有し、医師の診断結果を踏まえて保健指導を実施することで、慢性腎臓病・透析治療導入者の減少を目指し、医療費の削減に努めます。

次に、胃がん検診の胃内視鏡検診について、従来のバリウムによるエックス線検査に比べ感度が高く、がんの早期発見・早期治療を図るため、50歳以上を対象に、2年に1回、医療機関での個別検診を実施します。前立腺がん検診については、早期発見・早期治療により、高齢者の生活の質向上と費用負担の軽減を図ることを目的に、町内の医療機関で受けられるように体制を整備し、かかった費用の一部を助成します。

ネウボラ事業の新規事業は、妊婦歯科健診について、集団健診に加え、町内の医療機関でも妊婦歯科健診を受けられるように、個別健診を実施し、妊婦歯科健診の受診率の向上を図り、歯周病を患っている妊婦は早産や低体重児を産むリス

クが高まるため、早目の受診でトラブルを未然に防ぐことを目的としています。

また、乳児全戸訪問事業における訪問後の子育て支援として、赤ちゃん体操を実施し、早期から体と心の発達を促し、毎月教室を実施することで切れ目ない子育て支援につなげます。さらに、妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・育児に関するさまざまな相談に応じ、必要に応じて支援プランの作成や地域の健康医療または福祉に関する機関との連絡調整を行う体制をつくり、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的に、利用支援事業を実施します。保健師が全ての妊産婦に対し、妊娠・出産等の節目の時期に簡易ケアプランの作成を行い、妊産婦を包括的・継続的に支えていく体制の構築を図ります。

資源ごみ分別収集の新規事業については、平成29年4月から飲食用瓶の分別収集を開始いたします。これは、平成35年度開始のごみ広域化（山辺・県北西部広域環境衛生組合）によるものであり、現在の参加10市町村のごみ分別を新施設稼働までに統一し搬入することを目指している中で、川西町として最初の取り組みとして、飲食用瓶から始めます。15品目の分別に向け、今後は小型家電・新聞紙・雑誌・古着なども開始に向けて進めていく方針です」との回答がありました。

次に、委員より、広域環境衛生組合の周辺地区環境整備基金について質問があり、当局より、「これは、ごみ処理施設というその存在により周辺築住民が負う負のイメージを緩和することが必要で、緩和することによってごみ処理事業の進捗を図り、また、周辺地区住民が少しでも住みやすいと思うような環境づくりを目的としています。その環境づくりのために整備基金条例を制定し、組合を構成する10市町村が一定の額を負担し、基金として積み立てます。基金の使い道としましては、地区内の生活道路や排水路・用水路の整備、地区の公民館などのコミュニティ施設の整備、自然災害対策や交通安全対策などのために使われます。平成28年8月に組合議会第1回定例会が開かれ、山辺・県北西部広域環境衛生組合周辺地区環境整備基金条例の制定について議決され、先般、平成28年12月1日付にて組合を構成する10市町村間で基金に関しての協定書が締結されました。協定書の内容としましては、趣旨・目的の他、積立金額として11億円となっています。基金負担額の算定については、当該年度の前々年度の年間ごみ処理量割にて算定されます。平成29年度の川西町の負担金は、平成27年度のごみ量（2,263トン、全体の3%）にて案分されるので、494万9,000円となります」との回答がありました。

委員より、ごみ収集量の推移について質問があり、当局より、「ごみの収集量については、燃えるごみ・燃えないごみの排出量の傾向について、平成21年10月からの有料化に伴い、22年度のごみ量は両方とも一旦下がりました。燃えるごみは年々減る傾向ではありましたが、1,767トンから1,591トンへ10%減、特に家庭系の燃えないごみは、有料となる前を出してしまおうということもあってか、255トンから146トンへ42%減と、かなり減量となっています。しかし、その後の23年度のごみ量は、燃えるごみ・燃えないごみともに

増え、燃えるごみは1,591トンから1,717トンへ8%増、燃えないごみは146トンから173トンへ18%増となり、家庭系燃えるごみについては、23年度以降、1,700トン余りで、ほぼ横ばいに近い状態が続いています。家庭系燃えないごみにつきましては、23年度に増えましたが、以降は徐々に下がり、平成27年度については、126トンまでになっています。10年前の平成17年と比較すると、半分以下、58%減となっています。資源ごみの分別収集の効果としては、燃えるごみの部類では、プラスチック包装容器、ペットボトル、段ボールがありますが、例えば平成27年度で言いますと、これら3種類の年間合計がおよそ71トンで、家庭系燃えるごみ量の4.2%、また、燃えないごみの部類では飲料缶がありますが、同じく飲料缶の年間合計が5.6トンで、家庭系燃えないごみ量の4.5%の減量となっています」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第1号、平成29年度川西町一般会計予算を承認いたしました。

続きまして、議案第2号、平成29年度川西町国民健康保険特別会計予算について、委員より、国民健康保険の県一本化の状況について質問があり、当局より、「現状の主な課題としましては、納付金の算定時における激変緩和措置と標準的な収納率の取り扱いについて現在も検討されています。激変緩和措置については、当初では国のガイドラインとは違い、奈良県独自の考えとして、財政調整基金の取り崩しや繰越金の充当は、これまでの保険者の努力の結果として対象として検討されていたことが、今では国のガイドラインに沿った考えに転換されて、対象としないことになり、この案については、多くの市町村が難色を示していますので、今後も検討が必要です。

また、標準的な収納率ですが、県が示す納付金や標準保険料率を算定する際には収納率を見込んで決定しますが、当初は被保険者の規模別で、川西町は96%で検討されていました。しかし、今回の案では、過去3年間の収納率の平均をとり、最高を96%として市町村別に設定することになっています。川西町の場合は、平成25年から27年の3年間の平均収納率は97.67%で、標準収納率は96%となります。見た目の数字は同じですが、同規模の他町村では平均が91%台のところもあり、これらについては92%に設定されます。この収納率の差を補うため、低い収納率の町村で不足となる保険料を高い収納率の町村で取るというような仕組みになっています。川西町としては、不公平感がありますので、当初案の被保険者数の規模別としていただくか、もしくは高い市町村に対し何らかの配慮や取り扱いがある制度の検討をお願いしています。これら以外にも、事務の共同化や各種システムの連携テスト等まだまだあり、市町村長会議や担当者会議を重ねて検討されていきます」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第2号、平成29年度川西町国民健康保険特別会計予算を承認いたしました。

続きまして、議案第3号、平成29年度川西町後期高齢者医療特別会計予算については、提案説明どおりであり、承認いたしました。

次に、議案第4号、平成29年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について、委員より、平成29年度から新しい介護予防・日常生活支援総合事業開始に当たり、生活支援コーディネーターの役割について、地域包括支援センターを委託したことの成果や改善点について、第7期介護保険事業計画に当たり、本町の目指す高齢者福祉について質問があり、当局より、「生活支援コーディネーターの役割については、多様な介護予防、生活支援サービスの拡充のため、生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、本町におけるNPOやボランティア、住民活動等の実態調査を実施し、資源の状況の把握を行っています。今年2月に協議体を立ち上げ、第1回会議は、コーディネーターと包括支援センター、社会福祉協議会、医師、民生児童委員、NPO団体、生活支援・介護予防サービス事業者等、最低限必要なメンバーで開催しました。テーマにより徐々にメンバーを増やしたり、入れかえも予想されます。平成29年度は、年4回程度の協議体の開催を予定しています。コーディネーターによる各種団体の活動状況調査、今年度実施した日常生活ニーズ調査、また、地域ケア会議等による高齢者のニーズと地域資源の状況を把握することと連携しながら情報を共有し、川西町に必要な生活支援事業を検討・協議していただき、例えば通いの場や生活支援など新しいサービスの構築や支援の充実につなげていきます。

地域包括支援センター委託による成果や改善については、川西町で暮らしておられる高齢者の皆様を総合的に支援するために、地域包括ケアシステムの構築に向け、包括的支援事業を実施する地域包括支援センターが、これまで以上に地域に根ざした取り組みを実施しながら、センターの機能強化を図る必要があります。高齢者の方が住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続できるよう、介護、福祉、保健、医療などの適切なサービスを包括的・継続的に構築するため、今年度からいわれ会に委託したことにより、活動拠点が役場からぬくもりの郷に移りました。これまで役場長寿介護課職員が兼務により川西町直営で設置していたことから、住民の方にとって地域包括支援センターという名称にはなじみがなく、役場と認知していただいていたことと思いますが、徐々に高齢者の相談窓口として地域包括支援センターの認知度も上がってきています。

成果につきましては、委託1年目の具体的な事業成果といたしまして、毎月第3木曜日に実施しています認知症カフェ「かわにしココロカフェ」です。今年度中に開催できればと進めていたところ、半年も早い9月に開催が実現し、参加者数もこれまで毎回15人前後で、2月には24名、3月には22名と多数おいでいただき、定着してきました。また、介護予防事業としまして総合事業へつなげられる事業をと、新規に短期集中運動教室を開講しました。これは、出前講座型で公民館など御希望の会場で5人から10人の少人数で、週1回程度、3カ月間続ける講座プログラムです。また、来年度は教室参加型として地域包括支援センターでも開講を予定しています。脳の健康教室と運動やゲームを交えた認知症予防の「すこやか生きいき教室」も確実に引き継いでいただき、今後の課題である教材費の参加者負担にも利用アンケートを実施するなど、改善の方向で検討して

いただいているところです。

改善点については、今のところ改善を求めるところは見えませんが、地域包括支援センター自己評価表を作成し、先日の地域包括支援センター運営協議会で諮り、承認をいただきました。これは、地域包括支援センターの機能指標となるもので、今年度は、この自己評価をメインに活用して、運営方針に関する点検を実施し、業務改善を図ります。

今後の方針につきましては、行政機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図ることが重要となっています。地域包括支援センターの委託に当たりまして、センターの運営上の基本的な考え、業務推進等を明確にするるとともに、川西町とセンターとの役割分担及び連携方針を明確にするために示した地域包括支援センター運営方針に沿って、行政とセンターの連携によって取り組んでまいります。

次に、第7期介護保険事業計画策定に当たり、本町の目指す高齢者福祉については、目指す目的は地域包括ケアシステムの構築の実現で、高齢者が住み慣れた自宅で、いつまでも社会・地域とつながりを持ちながら、安心して生き生きと暮らしていけるよう社会全体で支えていくまちづくりを、第7期介護保険事業計画に盛り込む予定です。介護保険制度は、国民生活への定着が進み、利用者数も増加の一途をたどっています。その一方で、介護保険制度の持続や認知症高齢者の増加への対応等、さまざまな課題もあります。こうした課題への対応として、予防を重視するサービスの拡充や認知症高齢者に対するサービスの充実等を内容とする制度の見直しが進められてきました。次期の計画策定の国の方針もあり、今年度を実施したアンケート調査や実態調査並びに地域の実態等から、介護ニーズと今後の高齢者の動向を勘案して事業計画案を練り、計画策定委員会で御検討もいただき策定する介護保険事業計画こそが、本町の高齢者福祉行政の目指すところとなります」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第4号、平成29年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算を承認いたしました。

次に、議案第8号、平成28年度川西町一般会計補正予算について、議案第9号、平成28年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第10号、平成28年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第11号、平成28年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算については、提案説明どおりであり、承認いたしました。

次に、議案第15号、川西町犯罪被害者等支援条例の制定について、委員より、犯罪被害者等支援条例によって、現状と今後の対応の変化について質問があり、当局より、「平成28年4月から奈良県において条例が施行され、県内市町村では大和郡山市が先駆けて同じく平成28年4月から支援条例を施行したばかりです。現状としては実例がないと聞いています。天理警察署管内においても、近年でのこの支援条例に該当する犯罪被害者はおられなかったとのこと。国

の制度には既に犯罪被害者等給付金制度がありますが、平成27年度で見ますと、裁定済みの被害者数は全国で455人、そのうち奈良県内では5人で、裁定総額は約1,378万円となっています。内訳は、遺族給付1名、重傷病給付2名、障害給付2名、不支給が1名おられるようです。国のこの制度は、申請から裁定があり、給付金の請求を経て受領するまで相当の期間を要することから、市町村の給付はそれまでのつなぎの意味も兼ねています。今後の対応としましては、まず広報等で住民周知に努めたいと考えています。警察沙汰になった犯罪の被害者なら誰でも受け取ることができるわけではないので、警察からこの制度に該当することを知らされて初めて申請が上がるのが実情だと思っています」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第15号、川西町犯罪被害者等支援条例の制定についてを承認いたしました。

次に、議案第22号、川西町特別会計条例の一部改正について、議案第23号、川西町介護保険条例の一部改正について、議案第25号、天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の変更についての条例改正2議案、規約の変更1議案については、いずれも提案説明どおりであり、承認いたしました。

次に、その他提出議案以外について、委員より、愛和会が建設している川西こども園の認可状況及び愛和会に対する町の指導について質問があり、当局より、「事業認可は県の事務になりますので、確認しましたところ、認可の日付は4月1日になりますとの回答がありました。内示もないとのこと。県の認可の状況は、川西町以外からも認可申請があり、川西町が特別でなく、他市町村と同様に処理されています。川西町といたしましては、認定こども園への申し込みも終わっておりますので、認可があるものとして事務を進めています。社会福祉法人愛和会の新聞報道を受けての対応としては、県が適正な法人運営体制の確保を厳しく指導しています。川西町も県と連携しながら指導しており、適正運営の確約書も受け取っています。また、天理市や田原本町で愛和会が行っている保育について確認したところ、適切な保育が実施されており、人気もあると回答を得ています」との回答がありました。

次に、委員より、国保中央病院の経営状況について質問があり、当局より、「経営の改善を図るため、人件費など経常経費の削減や入札の改善等により、平成27年度は黒字に転じ、平成28年度も黒字となる見込みです。また、運営負担金については、普通交付税及び特別交付税の算定において自治体が病院を運営していることによる基準財政需要額等が算入されており、その算入額の合計を負担金として支出しています。引き続き国保中央病院に対して経営の安定化を図るよう指導してまいります」との回答がありました。

次に、当委員会に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条第9項の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるよう議決されることをお願い申し上げまして、厚生委員会を代表いたしました委員長報告といた

します。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（森本修司君）　　続きまして、総務・建設経済委員長、中嶋正澄君。

総務・建設経済委員長（中嶋正澄君）　　議長の御指名をいただきましたので、総務・建設経済委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

当委員会は、平成29年3月22日に開催し、当委員会に付託されました各議案について、当局から詳細な説明を受け、慎重に審議いたしました。

まず、議案第1号、平成29年度川西町一般会計予算についてであります。

委員より、ふるさと納税の現状と効率性及び今後の展開について質疑があり、当局より、「記念品等の歳出予算から寄附金歳入予算を決めている。記念品の充実を図りながら寄附の増額を募りたい。また、ふるさと応援寄附金事業は、川西町を知ってもらう、川西町の魅力を発信していく手段であると考えている。しかし、町民が他の公共団体に寄附されることで税に影響するということも住民に周知していく必要があると考えている。収支の面においては、職員の人件費関係においてもそんなにはかかっていないのかなと思っている。町民が他の地方公共団体に寄附されている政治仕組みがある以上、本町から他市町村に税が流れることを見逃ごせない。町収入を守る立場で継続して実施していかなければならないと考えている」との回答がありました。

委員より、「公会計処理について、決算時での一括処理ではなく、日々仕訳はできないのか」との質問があり、当局より、「公会計ベースの決算書は、平成26年度決算分から会計事務所に委託して作成している。しかし、今後継続しての委託は適当でないので、昨年度から3年の債務負担をお願いし、公会計での決算事務について一括処理を前提として関係課で事務処理方法を習得しているところである。御質問の日々仕訳については、一括処理での事務に習熟してから取りかかりたいと考えている」との回答がありました。

委員より、防災無線の戸別受信機または屋外拡声器などの設置方式について質疑があり、当局より、「予算では全戸分の戸別受信機を配置することで計上しているが、屋外拡声器のみでは情報伝達の確実性に不安があり、拡声器の性能次第では周辺住民に悪影響を及ぼす場合もあることを確認している。また、高齢者など戸別受信機が必要と思われる方もおられますので、従来どおりの戸別機と屋外機の併用を想定している。また、新型機種のパフォーマンスでは、スマートフォンやパソコンなどへの伝達も可能なので、自治会などへのアンケートなどで戸別機の設置台数を制限し、経費を節減したいと考えている」との回答がありました。

続いて、委員より、通学路のLED街灯の整備について質問があり、当局より、「児童生徒の帰宅時の安全対策を主眼に設置するものであり、現在設置されている自治会内の通学路の既設の街灯も含め、LED化を行うものである。通学路については、教育委員会で管理している通学路をベースに考えている。3カ年計画で単年1,000万円ぐらいの事業費を想定している」との回答がありました。

また、委員より、「防犯カメラ設置の予算があるが、通学路に設置するものか、



また、企業・店舗などが設置している防犯カメラと重複などしないか」との質問があり、当局より、「防犯カメラについては、通学路において2カ所の設置予定であるが、設置場所については地元自治会とも協議し、周辺の状況も調査を行って、効率のよい場所に設置したい」との回答がありました。

また、委員より、「青少年事業として行う木育イベントについては、委託してのイベント実施より、木育に係る備品等の購入をするほうがよいのでは」との質問があり、当局より、「補助金を活用し行うイベントであり、備品のみ購入は対象とならない。また、今回業者に委託し、イベントを行うことによって、そのノウハウを吸収する機会ともなり、職員のスキルアップにもつなげたい」との回答がありました。

また、委員より、「島の山古墳発掘調査報告書の作成業務委託が今回計上されているが、発掘調査後、今日までの取り組みの状況は」との質問があり、当局より、「島の山古墳発掘調査については、檀原考古学研究所が主体となり、複数の調査員により調査が実施された。このたび、調査に参加された調査員がそれぞれの受け持ち部分について作成いただいた報告書並びに遺物の写真撮影がおおむね完了することから、29年度においてそれらをまとめた報告書として作成を行うものである」との回答がありました。

また、委員より、「島の山古墳整備事業費として保存活用計画策定業務と古墳周りのガードレールの設置費が計上されているが、古墳周辺より墳丘部の保存整備を行うべきではないのか」との質問があり、当局より、「保存活用計画については、島の山古墳を整備するに当たり義務づけられているものである。また、墳丘部は国の史跡指定を受けていることから、一連の計画を策定した後でないと整備についての承認は得られないものと考えられる。ガードレールについては、県の補助金を活用し、比売久波神社までの参道でもある古墳西側一部について、今後の整備も踏まえながら、景観に重視したものにつけかえる計画である」との回答がありました。

委員より、「町税収の今後の見通しについてはどう見ているのか」との質問があり、当局から、「今後の人口減少により、個人住民税については減少傾向、法人税についても税制改正による税率の引き下げにより減少が見込まれる。固定資産税については、工業地域の拡大による家屋、償却資産の増加も見込まれるところではあるが、土地価格の下落により固定資産税全体としてはほぼ横ばいが見込まれる。また、他の町税についても減少や横ばいと考えており、町税全体としては今後減少していくものと考えている」との回答がありました。

次に、委員より、「引き上げ分の消費税税収の社会保障費の予算への反映について、社会保障予算の自然増分に対応するという従前の見解は変わらないか」との質問があり、当局より、「変わりはない。しかし、29年度予算での社会保障費への反映分は、全額社会保障経費の一般財源として措置されている状況である」との回答がありました。

また、委員より、「中長期的に税収に多くの期待ができない中で、今後の経常

収支比率等の財政指標をどのように維持していく心づもりか」との質疑があり、当局より、「経常収支比率などの財政指標を良好な状態に維持していくには、一般財源で賄われる経費の縮減が必要になり、そのために動向が明確に予想できる公債費などについて、減債基金などを活用した繰り上げ償還などを行い、コントロールしていくことが考えられる。また、長期的な税収の動向も踏まえて、不要不急の事業種別を行いつつ、団塊の世代が後期高齢者に入る時期までにインフラなどの整備を行いたい」との回答がありました。

また、委員より、「本町の魅力としては、住民と役場の距離が近いということである。その点を生かすための職員数と人口のバランスをどのように考えるか」との質問があり、当局より、「将来の財源が保証されない状況において、賃金カットなどは行わずにいきたいと考えているので、やはり職員数の適正化は進めていきたいと考える。繁忙期の対応は、臨時的な対応でカバーしていきたい」との回答がありました。

委員より、コミュニティバスの妥当性及びデマンドタクシーの導入について質問があり、当局より、「現在のコミュニティバス運行は、交通空白地及び買い物難民の足となっているため、妥当であると考えている。また、バスダイヤにおいて、時間短縮には費用が増加する。財政状況を踏まえた上で、地域公共交通会議で意見を頂戴する。また、企業バスを利用させていただくなど、利便性を考えて検証・検討したいと考えている。デマンドタクシーについては、情報収集をもとに、地域公共交通会議で検討いただくよう考えている」との回答がありました。

委員より、農業支援、ネブカの支援について質問があり、当局より、「ネブカ生産部会に対し側面的支援を行い、今後も続けていきたい。ネブカだよりの発行、大学文化祭模擬店に対する支援によるPR活動、中部農林による農薬残留検査等、生産支援の活動に補助金が使われています。町、商工会、中部農林、JAにより生産拡大、ブランドの確立に取り組んでいる」との回答がありました。

委員より、商工会補助金について、算出根拠及び商工会補助金の見直しについて質問があり、当局より、「人件費を含む商工会運営補助と事業費について補助金を実施しているのが現状である。平成29年度中に商工会事業の洗い出しを実施し、補助金の見直し及び補助要綱について検討する」との回答がありました。

委員より、唐院工業団地の拡張に係る設計委託の内容及び事業方針について質問があり、当局より、「造成、交通、排水、土地利用、工事費概算などについての計画全般の設計委託である。現在、奈良県工業ゾーンプロジェクトチームと連携して進めているが、工業団地全体計画を策定する必要がある。事業手法については検討段階で、事業費も多額であり、町の一大事業であることから、議会の承認を得て進めていく必要があると考えている。事業リスクについては、既に希望企業がある。議員の皆様と意見交換を行い、慎重に事業を進めてリスク回避してまいりたいと考えている」との回答がありました。

委員より、「年次計画による道路補修は行わないのか」との質問に対し、当局より、「年次計画ではなく、自治会要望や町内パトロールにおいて現場の確認を

行い、交通量や利用頻度を考慮に入れ、補修に対する優先順位を決定しています。28年度は、自治会要望の道路整備等に関しましては9月補正で承認いただいた予算において、かなりの成果が上がっていると考えております。今年度は中村地区内水路補修及び南吐田寺川堤防道路のフェンス補修を予定しています。今後も予算の範囲内において、路面の傷みぐあい、利用状況を考慮に入れて補修を行っていきたいと考えています」との回答がありました。

委員より、駅前整備の予算状況と踏切拡幅について質問があり、当局より、「踏切部分を別で実施することは測量費が割高になるため、全体の用地測量を実施する。また、近鉄と交渉、協定が進まないと同向きに事業が進まないのが現状で、踏切拡幅の経緯を説明した上で、全体計画を作成し、近鉄と交渉、協定を締結し、踏切拡幅について明確にしていきたい。駅前整備の目的は、南北踏切の拡幅を含めた交通状況の解消、駅舎が南側にあることでの混雑状況の解消である。よくよく確認しながら進めていく考えである」との回答がありました。

委員より、住宅審議会の進捗状況と今後について質問があり、当局より、「住宅政策について、28年度から住宅審議会を立ち上げ、11月に第1回目を実施いたしました。年が明けて第2回を実施し、3月に第3回を実施したいと考えております。今年度も住宅に対する諸問題に意見をいただくために、3回の実施を考えています。この審議会で適切な管理戸数や継承問題等に対し意見をいただくと考えております。人口減少や自治会運営に対応していくため、「収入基準や在勤要件を緩和して、若年層の入居を優先しては」、「入居の募集を再開しては」、「改良住宅の建てかえは行わない」等の意見が出されました。また、適正な管理戸数については、継続して審議する必要があると意見をいただきました」との回答がありました。

委員より、ハザードマップによる浸水地域等の住民への意識づけについて質問があり、当局より、「昨年立ち上げられ、大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会においてもハザードマップは配布されているが、住民への周知が十分でないことが懸念されるというように、当該協議会全域の市町村でも課題として認識されている。今後、浸水位表示等の見直しが必要であるのかを含め、浸水地域を住民へ十分な周知を検討していきたい」との回答がありました。

委員より、「学校において道徳の授業が始まるが、道徳の教科書の採択の流れについて」の質問があり、当局より、「小学校においての道徳の授業は、平成30年度からとなる。この教科書の採択は平成29年度に行うこととなるが、当町は、磯城郡及び高市郡の5町村で構成される第11採択地区協議会に属している。流れとしては、夏前に協議会において選任した5名程度の調査員により検定本の調査を行い、8月中旬にこの調査報告をもとに構成5町村の教育長及びPTA代表2名により構成される協議会において選定を行った後、それぞれの教育委員会において採択されることとなる」との回答がありました。

また、委員より、「道徳が教科化となると、評価についてはどうなるのか」との質問があり、当局から、「道徳については、数値による相対的な評価ではなく、

記述式となり、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受けとめながら、認め、励ます個人内評価として行うこととなっている」との回答がありました。

また、委員より、小学校等における空調設置のスケジュール及び財源について質問があり、当局より、「財源については補助金の活用を予定しており、30年度の交付に向けた手続を行っているところである。空調設置のスケジュールは、29年度に実施計画を行い、30年6月ごろの補助金交付決定後の発注となるため、早くとも8月ごろの着工、2学期からの利用となる。また、補助金の交付がおくれる場合については、授業時数の増加等による授業時間確保の必要から、夏季休業期間の短縮等についても検討していく必要があり、状況を見ながら総合的に検討してまいりたい」との回答がありました。

また、委員より、「給食運営費において食材費が計上されているが、子育て支援の一環として何らかの支援は考えられないか」との質問があり、当局より、「現在、学校給食においては食材費のみの負担を保護者にお願いしている。子育て支援としては、医療費の補助の拡充等、いろいろな手だてを講じているところであり、給食費への支援については、それらも踏まえ総合的に検討してまいりたい」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第1号、平成29年度川西町一般会計予算を承認いたしました。

次に、議案第5号、平成29年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、提案説明のとおり承認いたしました。

次に、議案第6号、平成29年度川西町水道事業会計予算についてであります。

委員より、「収益的収入及び支出について、平成29年度当初は収入2億3,642万7,000円に対し、支出2億815万5,000円の黒字となっている。また、平成28年補正予算についても黒字となっているが、料金の値下げを考えているのか」との質問があり、当局より、「平成28年度補正予算については、平成29年度の県水直結配水を見据え、浄水施設の維持補修について極力抑制したため、支出額が減少している。料金の値下げについては、黒字が続く場合には当然しなければならないと考えているが、平成29年度は県水転換の初年度であり、その結果を分析し、検討していきたい」との回答がありました。

また、委員より県水転換による施設の処分について質問があり、当局より、「県水転換により浄水施設は不要となる。また、浄水施設の管理もなくなることから、水道事務所の経常経費の削減を図るために、事務所を本庁に移転する方向で考えている」との回答がありました。

委員より、浄水施設跡地の活用について質問があり、当局より、「大和中央道の開通により、跡地の不動産価値も変わっていくものと考えているので、早急な処分は考えていない。施設の取り壊し等の経費がかかることから、将来的には企業用地等にしたいと考えている」との回答がありました。

委員より、「全量県水受給に転換した場合に県水の受水費が下がった場合には、水道料金は下がると考えていいのか」との質問があり、当局より、「県水の受水

費の改定期間は10年で、今年で半期が過ぎたことになる。今後の改定で値上げになるか値下がりするのかは現在のところ不透明であるが、県水の受水費に連動した形の料金にしたいと考えている」との回答がありました。

委員より、「水道会計への一般会計からの繰り入れは考えていないのか」との質問があり、当局より、「水道事業については企業会計であり、現在のところ考えていない」との回答がありました。

委員より、「基本料金をなくすことは考えていないのか」との質問があり、当局より、「基本料金は水の使用量と関係なく必要となる経費、例えば検針やメーターの維持管理に要する費用に対するものとして算定しているので、今のところなくすことは考えていない」との回答がありました。

次に、委員より、「磯城郡水道事業広域化支援業務委託料とはどういうものか」との質問があり、当局より、「磯城郡3町の広域化を実現するための問題点の洗い出し、ロードマップの策定等の支援を行う。田原本町、三宅町においても計上されている」との回答がありました。

委員より、「広域化の形態等をどのように考えているか」との質問があり、当局より、「平成29年度に明らかになっていくものと考えている。広域化推進協議会の中で、3町間ですり合わせをしていくことになる。また、磯城郡水道事業広域化支援業務委託料の計上も、そのための技術的支援となるものである」との回答がありました。

委員より、「広域化についての本町のスタンスは」との質問があり、当局より、「住民に対し有利かどうかで判断していきたいと考えている」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第6号、平成29年度川西町水道事業会計予算を承認いたしました。

次に、議案第7号、平成29年度川西町下水道事業会計予算については、提案説明のとおり承認いたしました。

次に、議案第8号、平成28年度川西町一般会計補正予算についてであります。

委員より、「法人税の減額補正については、企業の規模が大きい9号法人による影響か。全体的な企業の業績悪化によるものなのか」との質問があり、当局より、「予算で見込んでいた主要法人中、企業の規模が大きい9号法人2社の影響によるものと、税制改正による税率引き下げによる全体的な影響によるものである」との回答がありました。

委員より、「要望事項として、他町で督促状の発送についての不適正な対応があり、本日の新聞にも掲載されていたが、本町では適正に処理していただくよう申し添えておく」との意見の提示がありました。

以上の審議をもちまして、議案第8号、平成28年度川西町一般会計補正予算を承認いたしました。

次に、議案第12号、平成28年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について及び議案第13号、平成28年度川西町水道事業会計補正予算については、

提案説明のとおり承認いたしました。

次に、議案第14号、川西町空家等対策条例の制定についてであります。

委員より、6条関係の緊急措置対応について、所有者との話がかからない、所有者が不明でほったらかしになっている物件についての対応などについて質問があり、当局より、「所有者が明確であれば、所有者に依頼し続ける。所有者が不明な場合、所有者特定のため専門家に依頼することになる。現在、2年前から所有者不明の案件を扱っている。所有者判明には時間を要するため、危険家屋の改善が図れない場合などには緊急措置により対応する」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第14号、川西町空家等対策条例の制定について承認いたしました。

次に、議案第16号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について、議案第17号、川西町個人情報保護条例及び個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正について、議案第18号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第19号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、提案説明のとおり承認いたしました。

次に、議案第20号、一般職の給与に関する条例の一部改正についてであります。

委員より、当該条例の改正理由等について質問があり、当局より、「国の制度に準じ、3号給の標準昇給対象者を5級以上から7級以上の職員とすることとし、今後、早く5級に昇格する職員が不利益をこうむらないようにするための改正である。また、既に不利益をこうむっている職員については、過去の昇給抑制時の復元事例を踏まえ、不利益を解消する方向で検討している」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第20号、一般職の給与に関する条例の一部改正について承認いたしました。

次に、議案第21号、川西町税条例の一部改正について、議案第24号、川西町自動車駐車場条例の一部改正について及び議案第26号、川西町・三宅町就学指導委員会共同設置規約の一部を変更する規約については、提案説明のとおりであり、承認いたしました。

次に、議案第27号、川西町第3次総合計画基本構想についてであります。

委員より、「総合計画について、住民の声を反映させた計画となっているが、今年度実施された町長と語るタウンミーティングの今後の取り組みについて」の質問があり、当局より、「平成28年度、全自治会で町政報告会、タウンミーティングを実施させていただきました。いただいた意見を消化できていないのが現状ですが、できればこの取り組みを続けていきたい」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第27号、川西町第3次総合計画基本構想について承認いたしました。

以上が、当委員会所管の議案に対してなされた質疑及び回答であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されんことを望みまして、総務・建設経済委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（森本修司君） 以上で各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

11番 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 11番、芝和也です。それでは、今議会に上程されました、議案第1号、平成29年度川西町一般会計予算についてより、議案第27号、川西町第3次総合計画基本構想についてまでの27議案に対する討論を行います。

態度表明であります。1号、2号、3号、6号の一般会計を初め新年度の4本の予算案には反対、あとの29年度の予算案3本、28年度の補正予算案6本、条例案11本、規約の変更案2本、本町第3次総合計画基本構想についての合計23本の議案につきましては、いずれも賛成するものであります。

まず、29年度の予算案についてであります。これは、向こう1年間の川西町の財布の使い道をどうするのかという問題であります。その年によって若干の変動はありますが、本町の場合、歳入ベースで見ますと、その構成割合は、町税収入、交付税収入、基金の取り崩し及び借金等々でおおむね3分の1ずつの配分で構成されておまして、ここは大きな動きは起こりません。したがって、この入りをベースとして、各取り組みに対して使い道の分配割合を工面していくということになります。いずれにしましても、地方財政の仕組みが定まっておりますので、本町にしてみても、どこの自治体にしてみても、その仕組みは同じでありますから、貧乏なところと裕福なところみたいな大きな違いが生じることなく、行政施策のレベルを一定に保って、住民要求をかなえるべく、等しくその手当てや工面ができるゆえんがこの仕組みということになります。

この間議論を重ねている基本的な問題では、老後と子育てに対する支援強化にしっかり取り組み、本町の特徴から、大工業地帯でもなければ大農村地帯でもありませんので、いわゆる給与所得者として暮らしている住民が普通に生計を立てて、日々の暮らしを営んでいる地域でありますから、それにふさわしい取り組みとして、暮らしの手だてを厚くすることを主に議論の中心に据えているところであります。

この点では、就学児童を中心に、その親御さんの負担軽減制度が一步ずつ前進を始めていることは確かでありますし、もともと0歳児のみが対象でしかなかった医療費の補助制度も、義務教育終了まで入通院に対して支給されるよう制度化

されましたし、小学校1年生に対しては制服の支給も始まりましたし、長く懸案事項にありました幼稚園や小学校へのクーラーの設置もめどが立ち始めました。この間課題となっていたものが動き始めていることは、喜ばしい限りであります。

今日の時点でも議論の渦中にありますが、就学援助制度の入学準備金を入学後に支払っているこれまでの手だてを入学準備時期に間に合わせることや、中学1年生への制服の支給も必要な取り組みになりますし、医療費補助制度も、国保証の支給年齢と同等の高校卒業まで引き上げる問題や、また、給食費への援助措置もまだ始まっていませんので、世間の流れからすれば、この取り組みもほったらかしというわけにはいきませんから、手だては早晚求められる問題であります。

また、社会保障の手だても、国が自然増分すら増額せずに減らし続けておられますので、所得収入に変動がないにもかかわらず、以前は受けられた軽減制度から外れてしまうなどの問題がこの間始まっているのが現状であります。この解決は、一自治体の努力だけで見ることにはできませんが、少なくともその負担増を見て過ごすことがよいのかどうかは鋭く問われてきていることは紛れもない事実でありますので、この点では議論は平行線ですが、一般財源の他会計への繰り出しなしには事は進みませんので、その判断のもと実施に踏み切らない限り、策を講じることは不可能であります。この点では、国保や後期高齢者、そして水道事業等々への繰り出しを手がけて、住民の暮らしに資する、自治体が取り組むべき有効な手だてとして活用することを強く求めるものであります。最低限、消費税の増税分として、社会保障財源として配分されてきている交付金の全額をそのまま社会保障財源に回すことは当然の措置でありますので、ここは即刻踏み切られんことを求めるものであります。

また、地域経済の活性化も多方面でその取り組みが求められていることも、議員各位の議論を通じても避けて通ることはできない本町の大切な取り組みであります。新年度の事業執行は補助が見込まれないことから見送られましたが、人材バンクの取り組みもその一つでありましょうし、住宅リフォームへの援助制度も、経済対策としては決してマイナスには働きませんから、住民、事業者にとってもプラスとなる魅力的な制度として世間的には定着していることから、本町でも実施に踏み切ることを求めるものであります。

同様に、太陽光パネルの設置の促進も大きな効果を生むものと心得ます。

また、昨年一巡されました、いわゆるタウンミーティングであります。新年度は未定です。宿題を消化してからでないとお向きにくい旨のお話も議論を通じて町長はお述べでありましたが、求めているこの取り組みは、単なる御用聞きの間ではありませんから、もっと率直に思っていることを住民に投げて、みんなの知恵を絞って、行政と住民とが一体になって、これからのまちづくりの取り組みに活かしていく場にすることが重要と心得ます。これは、規模の大きな自治体では絶対にできませんので、本町ならではのことでありますから、これを生かさないと私は確信します。ぜひ定着なされんことを求めるものであります。

今後、企業立地と駅周辺整備には多額の事業費用を要する取り組みになります



が、これがためにほかに手がつけれないという理由は成り立ちませんし、その規模と必要性を見誤らない限りは、財政上の心配はそう生じるものではないと考えます。過剰投資か否かでありますので、ここは今後の特別委員会においても重点テーマになってくることでありましようし、工業団地では塩漬けの問題、駅周辺整備では必要性の度合いの問題等々に十分に留意して取り組まれんことを求めるものであります。

町長とは意見を全く異にするということではありませんし、その手法や力点の置き方に違いはありますが、方向性では180度相反しているというようなことは、私はお互いの思いや意見にないと思っております。特にソフト面では確実な前進が始まっておりますので、これらを大切にされまして、財政配分における使い道として、会計独立の原則は原則として、事態打開の必要性にかんがみて、それを執行するためには避けて通れない他会計への財政出動に踏み切れんことを引き続き求める次第であります。

また、川西町が住民の皆さんの意を酌み、身近で役立つ存在としてますます寄与するべく、住民の皆さんと知恵を出し合える場、行政や町長の意向がざっくばらんに出し合える場、これができる規模の自治体ですので、そうした条件が存分に活かされた取り組みを持たれんことを求めまして、一般会計予算については反対をするものであります。

次に、国保と後期高齢者医療の予算案についてであります。

国保は、本町一本で取り組む最終年度に当たります。次年度からは県での一本化に移行することになりますので、そういう点では独自の工夫に取り組める最後の年ということになるかと存じます。いずれにしましても、本町の国保加入者の所得構成は、200万円以下が8割を超えているのが実情です。これは、国保の避けて通れない特徴です。組合健保の場合は、労働年齢人口の加入者ばかりでありますから、まずは一定の収入がある皆さんが中心で、お医者さんにもしょうちゅうかかることもありませんが、現状の国保は、これらの皆さんが退職後に加入される医療保険でありまして、国民皆保険制度の維持には欠かせない保険がこの国保ということにほかなりません。加えて、収入の中心が年金の方が大半になってきますし、さらには、加入者の構成年齢が必然的に高くなることは避けられませんので、必要な医療の度合いも組合健保とは比較になりません。保険料収入はそうありませんが、医療費の支払いは相当かさむのが国保の財務上の大きな特徴であります。

しかも、国保における低所得者対策として法定されている減免制度がありますが、半分以上の加入者がこの制度に該当する皆さんでありますので、今後医療費が膨らんだ分を保険税に上乘せして徴収しようとしても、それは賦課は幾らでもできますが、問題は、支払い能力を超えて賦課していただくだけで、あとは滞納が生じ、下手をすると加入者本人にはペナルティーが科せられるだけのことで、医療保険としての体をなしていると言える取り組みには到底ならないことは火を見るよりも明らかと存じます。

そのためには、少なくない自治体が踏み切っている法定外の繰り入れをするか否かの判断が欠かせません。ここはこれまで議論は全く平行線ですが、支払い能力を超えて負担を求めることは、決して自治体の本意として世間に堂々と通じる問題ではありません。とりわけ、現在の政府の姿勢がこの分やでは極めて希薄でありまして、自然増分をも財政上の工面を怠っていることに起因する負担増が後を絶ちませんので、これをカバーする最後の手だては、住民にとっては自治体施策以外にはないわけでありますから、これはセオリーどおりの取り組みが住民の及第点になるかといえ、決してそうではありません。好むと好まざるとにかかわらず、これは解決策が求められている、避けて通ることのできない問題と心得ます。引き続きその改善を求めるものであります。

同様に、後期高齢者医療制度も、新年度からは制度そのものの見直しにより、低所得者に対して実施されている保険料の軽減措置が縮小されますし、医療費の自己負担の上限が外来・入院ともに引き上がることとなり、事実上の低所得者対策の後退そのものにほかなりません。議論を通じて、これは後退ではないとの弁も聞かれましたが、その意見は加入者の皆さんに通じるものではありません。この分野でも、これら一連の法定減免に乗っておられる加入者の構成比率は7割を超えていますので、従前から独自の手だてを打つことを求めてきたことは承知のとおりでありましょう。これらの皆さんへの現在実施の軽減策が、事実上、今年の8月から縮小されるということは、制度の後退以外の何物でもありません。現状を維持するだけでも、自治体が策を講ずる以外にそのレベルを保つことはできないことは明らかであります。その原因は国の取り組みにあることは間違いありませんし、国がしっかりと工面すれば事は起こりませんが、いずれにしましても、ここは指をくわえて見ているだけで済みますのか、それとも少なくとも現状維持すべく手だてを講じるのか、自治体としての姿勢が一つの分かれ目になります。国保並びに後期高齢者の特別会計に対して一般財源を用いて策を講じるか否かの判断で、加入者の皆さんが置かれている状況は大きく左右されることとなりますので、一般会計でも一定触れましたが、ここは地域住民のよって立つところの自治体として、川西町がその権能を存分に発揮して、手だてを講じるべきと存じます。

これらの取り組みと一般財源繰出しの判断を求めまして、両会計についても反対するものであります。

次に、水道会計についてであります。

今年から県営水道の100%化が始まります。時期は6月末ごろとのことでありまして、これにより、本町の全ての浄水設備が不要となり、その分の経費も同様に不要となり、新たに購入する原水費用が発生しますが、それはこれまでの経費との相殺で、基本的に料金への影響は発生することなく運営できるとのことです。また、早晚県水の単価が見直される時期には、基本的には需要が膨らんでいることから、コスト減になるとの見通しのもと、単価引き下げも期待できる旨の話も審議を通じて出ておりましたので、そのときは水道料金の引き下げにもつながるものと期待するところであります。

今後の安定供給に向けた一層の努力をお願いするものでありますが、同時並行で、磯城郡での水道事業の一本化が進められているところでもあります。県が主導して事を運んでいるとのことではありますが、話を聞く限りでは、乗らざるを得ないし、この一本化は避けられないとのことでもあります。これは、本町にとってプラスに働くか否かも現時点でははっきりしていませんし、判明して離脱できるとは限りません。その辺が非常に不透明なまま船が漕ぎ出された感が否めません。ここは今後の料金体系や経営面にとって非常に左右する問題になってきていると存じます。国保の広域化もそうですが、市町村として独自に知恵を絞り、工夫を凝らして取り組むことが、おのおの市町村の市町村たるゆえんでありますが、さまざまな要因で広域化が膨らみますと、住民が直接公選で首長を選べる自治体としての意味が薄まらざるを得ませんし、取り組みの自己決定権が失われますので、こういう点から見た場合は、決して結構な話にはならないと存じます。

他方、規模の小さな本町のような自治体では、独自の策ではできなかったことが可能になるという側面も生じますから、これらには是々非々の対応が求められてくるものと存じます。本町の場合は、さきに触れましたように、浄水設備は要りませんし、また、水を供給する動力も全く必要ありませんので、今度の県水一本化により、水道管の維持管理と集金事務が残ってくるだけのこととなり、磯城郡は3町ともこの点では同様の条件です。ということは、老朽管の更新等々の水道管の維持管理の残っている量がそれぞれどれだけあるのかで一定の見通しが出るものと心得ます。この辺は不利な状況をかぶることのないよう、万全の対応措置をとられんことを求めるものであります。

また、水道水は、全町に行き渡り、全住民が等しく利用できる設備として整備されている今日、その施策は一般行政サービスと何ら変わることはない取り組みになっております。ここに固定費云々の観点から基本料金を取るとの理由をお述べであります。利用の有無に違いがあるような場合は、それに応じた基本料金はあってしかるべきかもしれませんが、公営企業とはいえ自治体の施策でありますから、ここは考え方を改められまして、基本料金を廃止し、利用量の多い少ないによる従量式のみ、使用するごとに発生する水道料金オンリーで対応されんことを引き続き求めまして、本会計につきましても反対をする次第であります。

以下、29年度の当初予算案、28年度の各補正予算案並びに条例関係の各議案につきましては、いずれの議案も賛成するものばかりであります。

今般の予算化並びに条例制定によりまして、これまで懸案となっていた空き家対策の問題も、その解決に向けて進展することとなりますし、職員給与においても、生じていた不備が解決へ向かうこととなりますし、総合計画においても、川西町の実情に即した形で先の見通しが一定出されているものに仕上がっております。これらをもとにして今後のまちづくりに取り組むこととなりますが、町長の思いを率直に投げられまして、住民各位の知恵を拝聴する場として、また意見交換もしっかり進め、単なる御用聞きではない、まちづくりに寄与する住民との懇談の場として、川西町ならではの規模を生かしたタウンミーティングを通年で開

催され、定着されんことを申し添えまして、上程されました議案に対する賛成・反対の立場からの討論を終わります。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

4番 伊藤彰夫君。

4番議員（伊藤彰夫君） 私は、議案第1号から議案第27号の全ての議案に対して賛成の立場で発言させていただきます。

まず、第1号の川西町一般会計予算につきまして、これは、4つの活力プランのもと、10年後を目指し、「安心 すくすく 豊かな心を育む“かわにし”」を基本理念として予算が編成されております。したがいまして、これからの川西町、いいまちをつくっていくための川西町の予算としては妥当であると考えます。

第2号、第3号の特別会計、国民健康保険及び後期高齢者医療につきましても、4号の介護保険事業勘定につきましても、町民のために必要な事業に必要な額が計上されていると考えます。一般会計からの繰出金につきましても全て適正であると判断いたしております。

第6号の水道予算につきましても、今年度は6月ごろをめどに県水に100%切りかえるという予定になっております。安定した供給が確保されると思います。したがいまして、今年度の予算編成につきましても特に問題なく、妥当であると考えております。

それから、7号から13号の補正予算につきましては、年度末における精算的な処理をされておきまして、全て適切であると考えております。

14号から27号までの条例の制定及び一部改正については、全て精査いたしましたところ、特に課題・問題等はございません。全て賛成いたします。

以上、全案件につきまして賛成の立場での討論を終わります。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第1号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。お諮りいたします。

議案第2号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。お諮りいたします。

議案第3号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第4号から議案第5号までを一括採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認め、一括採決といたします。

お諮りいたします。

議案第4号から第5号までの5議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(森本修司君) 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第6号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(森本修司君) 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第7号から議案第13号までを一括採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認め、一括採決といたします。

お諮りいたします。

議案第7号から第13号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(森本修司君) 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第14号から議案第27号までを一括採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認め、一括採決といたします。

お諮りいたします。

議案第14号から第27号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(森本修司君) 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第22条の規定により、発議第1号、川西町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例について、発議第2号、際限ない年金減額をストップして誰もが安心できる年金制度への改善を求める意見書について、発議第3号、「介護保険制度の見直し」を求める意見書について、発議第4号、「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書について、発議第5号、「テロ等組織犯罪準備罪」(共謀罪)法案阻止を求める意見書についての5議案を追加議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認め、追加議題といたします。

日程第2、発議第1号、川西町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例について、提出者の説明を求めます。

8番議員 寺澤秀和君。

8番議員(寺澤秀和君) 議長の指名をいただきましたので、川西町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例の提案理由を述べます。

平成14年から交付されております政務活動費でございますが、奈良県内にある27町村のうち、この制度の適用を受けているのは5町村議会だけでございます。これらの諸事情を考慮し、さらには、近年、政務活動費の使途をめぐる問題が国内及び県内に相次いで起きている等の社会情勢にかんがみ、当議会の透明性をより一層高め、町民からの信頼をさらに厚くしていくことが必要であると確信した次第でございます。

よって、このたび政務活動費を廃止することが妥当であると判断し、川西町政務活動費の交付に関する条例を廃止する議案を提出させていただきましたので、どうか議員各位には、これらの趣旨を十二分に御理解をいただき、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(森本修司君) 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。討論ありませんか。

福西議員。

3番議員(福西広理君) 3番、福西広理でございます。それでは、発議第1号、川西町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例について、反対の立場で討論いたします。

政務活動費は、提案理由でおっしゃったとおり、昨今、メディアや新聞各紙でも頻繁に取り上げられ、全国各地で大きな話題となっております。しかし、その中で問題とされているのは、その使途の不透明さと私的流用に関してであり、住民の皆様から求められているものは、使途の明確化と活動費の有効活用であり、政務活動費交付の廃止ではございません。

現在、川西町議会では、月1万円、年間12万円の政務活動費の交付が認められ、規則第9号には、使途基準として調査、研究、研修、会議、資料作成、資料購入、そして事務費の6項目を政務活動費と認め、これを交付することになっております。

昨今、住民の皆様が議員に対して求められるものは、時代の変化とともに変わり、多岐にわたるものとなっております。議員が住民の意思をきっちりと把握し、その意思を着実に形にするには、それぞれの議員が行政に対してしっかりと提案していくための知識を持ち、備えておかなければなりません。そのためには、議員それぞれが全国各地の先進事例や、また失敗した事例も含め調査研究を行い、議員としての資質を向上し続けていかなければならないという認識は、議員の皆様と共通であると思います。

これまで政務活動費交付の廃止を訴えておられる議員の方々と議論を重ねてきました中で、政務活動費は議員報酬の中から支払うべきという意見がありました。しかし、議員報酬は、税務上、あくまでも給与所得であります。そして、政務活動費は必要経費であります。経費を幾ら使っても、給与所得から所得控除される制度には税務上なっておりません。政務活動費の交付をなくすということは、活動を多く行えば行うほど報酬が減り、活動を全く行わなければ報酬全額が手元に残るといった状態になってしまいます。また、自らの給与で政務活動を行いますので、活動内容を一般公開する義務もなくなり、議会の透明性も損ないかねません。

政務活動費の廃止を行うのであれば、これらの公平性・透明性の問題を解決する別の策も構築しておかなければならないと考えますが、現状ではその制度もなく、本議会においても提案しておられません。

以上の理由から、この条例の廃止案の提案理由と同じになりますが、当議会の透明性をより一層高め、町民からの信頼をさらに厚くしていくためにも、政務活動費の交付は必要であると確信し、川西町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例案に反対とさせていただきます。

議員の皆様方には、何とぞ慎重に御判断をいただきますことをお願い申し上げまして、私の反対討論を終わらせていただきます。

議 長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

伊藤議員。

4番議員（伊藤彰夫君） 私は、この提案に賛成の立場で討論いたします。

政務活動費は、先ほどの話もありましたが、使い方によっては公私の明確な区分が曖昧になる場合があります。各地で問題になっております。しかし、本町の議員には議員報酬が支払われております。私は、政務活動につきましては、これを十分に使えば活動はできると考えます。

また、川西町の一部の議員しか使用しておりません。

よって、この廃止案については、成立すべきと、賛成いたします。

以上で終わります。

議 長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

芝議員。

11番議員（芝 和也君） 11番、芝和也です。反対の立場からの討論です。

提案理由の説明にありますように、政務活動費の使い方、これが社会問題化するに至る、俗に生活費と言われるぐらいに、議員のモラルの破壊がきわまりまして、今日のような問題になってきたところでありまして、それらに起因して、我々議員も住民の皆さんから、都度、「あれはどないなったんねん」ということで聞かれる頻度もだんだんと上がってきているところであります。

しかしながら、やっぱり議員が活動する上において経費は当然必要でありますし、給料と経費はきちんと分けるべきと心得ますし、また、その使い道においても、渡し金になるというのが現在の問題になっているわけでありまして、そこ

は使途を明確にし、そして、1円の支出から全て領収書をつけ、ネット公開など、全面的にオープンにしていくことによって、この透明性は確保されることとなりますし、かつ、活動内容が住民の皆さんにオープンになっていくことから、そういった透明性の観点、使途、使い道の観点から言いますと、問題は起こらないものと考えますし、また同時に、議員歳費、給料の問題も、それぞれの議会において違いが生じますが、全体的に見ますと、町村議会よりも市議会、市議会よりも県議会というふうに給料は高くなってまいります。その給料の高い議会において政務活動費が本町のように月1万円、年12万円ではなくて、月40万円、50万円という支出になっているのも、これまたおかしな話であります。

そういうところが使い方をむちゃくちゃにして、そして社会問題化されているわけでありますから、本来、議員が議員活動をきちんと行っていくための経費として、本町のような議員歳費の低い自治体にこそ、活動経費がきちんと支給されていて当たり前ではないかと私は考える次第であります。

提案理由にある考え、透明性を求めてと、そして社会問題化に対して解決を見ていこうということは十二分にわかりますが、議員がきちんと活動をしていくための保障ということでは、それらを自らが制約していくことを取り組めるのはふさわしくないと考えますので、今般の提案については反対をするものであります。

以上であります。

議 長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、日程第3、発議第2号、際限ない年金の減額をストップして誰もが安心できる年金制度への改善を求める意見書について、提出者の説明を求めます。

12番議員 大植正君。

12番議員（大植正君） 際限ない年金の減額をストップして誰もが安心できる年金制度への改善を求める意見書。

この間、政府におかれましては、「少子化」と「平均寿命」の延びを理由に「マクロ経済スライド」の導入を行い、さらに、昨年、第192臨時国会で、年金制度改革関連法（年金カット法）を決められました。これらによりまして、年金受給者の今後は、消費税の増税、物価上昇、住民税・医療・介護保険の負担増等々とも相まって、生きる糧としての食生活をもいよいよ切り詰めざるを得ない事態が予測される次第であります。

また、年金は、何も高齢者だけの問題にとどまりませでして、この間の一連の



削減により、現在、現役生活を送っておられる世代にとっても、将来の暮らしに対して大きな不安をもたらす要因となる大変深刻な問題になっています。

加えて、年金はそのほとんどが消費に回ることからも、一連の年金の引き下げ問題は、地域経済と地方財政に与える影響は決して少なくありません。すなわち自治体の行政サービスにも直結する大きな問題とも絡んでおります。

一方、年金が増えれば地域における消費喚起にもつながり、地方税収にも反映し、何よりも高齢者の医療や介護の負担もこれまでよりも容易となり、好循環の波及効果が生まれる土台となることにほかなりません。

以上見てまいりましたように、高齢者の願いは、地域で安心、安全、健康で長生きできることですし、老若男女を問わず、その生涯を安心、安定して暮らしていけるために、住民生活に責任を負う本町議会といたしましては、以下の事項の実施を切に求める次第であります。

- 1、年金制度改革関連法を廃止すること。
- 2、年金を毎年引き下げ続ける「マクロ経済スライド」は廃止すること。
- 3、全額国庫負担による最低保証年金制度を早期に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

議 長（森本修司君） 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第2号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。続きまして、日程第4、発議第3号、「介護保険制度の見直し」を求める意見書について、提出者の説明を求めます。

7番議員 松本史郎君。

7番議員（松本史郎君） 「介護保険制度の見直し」を求める意見書。

現在、政府におかれましては、今通常国会での介護保険制度の見直しの検討を進めておられますが、その中には、ヘルパーの生活援助や福祉用具サービスを自己負担に切りかえる、利用料2割負担の対象者を拡大する、要介護1、2の通所介護を市町村が実施する総合事業に移すなど、さらなる給付の削減・負担増を図る内容が盛り込まれています。利用者からは、「生活援助を減らされたら生活が成り立たない」「利用料が2倍になったらサービスを減らさざるを得ない」など、見直し案に対する悲痛な声が多数上がっておりまして、家族の介護負担を増大させるこうした一連の見直しは、政府が掲げる「介護離職ゼロ」政策そのものにも真っ向から反するものと言わざるを得ません。

こうしたサービスの削減・負担増一辺倒の見直しでは、高齢者の生活を守り、

支えることが厳しいことはもとより、これから高齢化が一層進展していく中、お金の心配をすることなく、行き届いた介護が保障される制度への転換は、本町住民を初め、全ての高齢者・国民の願いでありまして、介護を担う職員が自らの専門性を発揮し、誇りを持って働き続けられる条件整備を一刻も早く実現しなければならぬ問題と心得ます。

これらの事態改善に向けまして、本町議会といたしましては、国の責任においまして人材確保・離職防止の実質的な対策及び安全・安心の介護体制の確立など、介護保険制度の見直しをしていただくよう、下記の事項について要望を申し上げます。

- 1、生活援助を初めとするサービスの削減や利用料の引き上げを実施しないこと。
- 2、家族の介護負担が軽減されるよう制度を抜本的に改善し、施設などの整備を早急に行うこと。
- 3、介護従事者の大幅な処遇改善、確保対策の強化を図ること。
- 4、以上を実現するために、政府の責任で必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

議長（森本修司君） 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第3号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。続きまして、日程第5、発議第4号、「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書について、提出者の説明を求めます。

5番議員 石田三郎君。

5番議員（石田三郎君） 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書。

超高齢化を迎える中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。厚生労働省が発表した介護人材需給推計は、団塊の世代が75歳以上となる2025年には37.7万人が不足するとしています。人材不足は地域の介護施設にも深刻な影響を与えるため、自治体としても看過できない問題であり、国が責任を持って解決・改善に当たるべきと心得ます。

多くの介護施設では、利用者の安全や必要最低限の介護を提供する体制を確保するため、職員を加配しています。そのような状況でも、介護現場では年次有給休暇はもとより、公休すら計画どおり取得できないという実態が横行しており、法定基準を大幅に引き上げ、労働環境の改善を図ることは、離職防止を進める上

で重要な課題となっています。国は、介護職員の低賃金の改善を図るためとして、2015年の介護報酬改定で介護職員処遇改善加算を強化しました。しかし、同時に基本報酬が4.48%も引き下げられており、介護事業所の倒産が過去最多となるなど、事業所の運営にも深刻な影響が出ています。このような状況の中で、事業所の継続のために賃金・労働条件の見直しや体制の引き下げなどを検討する事業所も出てきており、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。

本来、介護施設等の安全・安心な職員体制や介護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきであります。しかし、現実には、職員体制の充実は事業所の努力に委ねられ、処遇改善も利用者・国民の負担に依拠し、さらには介護報酬の引き下げによって処遇改善や体制確保を不安定にしています。国の責任で人材確保・離職防止の実質的な対策及び安全・安心の介護体制の確立など、介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善を図る対策を講じられるよう、本町議会として下記の事項について切に要望する次第であります。

- 1、介護職員を初めとする、介護現場で働く全ての労働者の処遇改善を図ること。
- 2、介護保険施設の人員配置基準を利用者2人に対して介護職員1人以上に引き上げること。夜間の人員配置を改善すること。
- 3、上記の項目の実現を図るために介護報酬の大幅な引き上げを行うとともに、処遇改善についての費用は国費で賄うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

議長（森本修司君） 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第4号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。続きまして、日程第6、発議第5号、「テロ等組織犯罪準備罪」（共謀罪）法案阻止を求める意見書について、提出者の説明を求めます。

11番議員 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 11番、芝和也です。本日ここに、去る21日に政府が国会に提出いたしました、本町住民を初め国民の内心を処罰する、いわゆる共謀罪法、テロ等組織犯罪準備法の立法化に反対する国への意見書につきまして、森本修司、大植正、寺澤秀和、松本史郎、石田三郎の各議員の賛同を得まして提出するものであります。

提出に当たりまして、賛同者の皆さんを代表いたしまして、その趣旨を御説明

申し上げます。

皆さんも御承知のとおり、本法案は、意見書の案文でも触れていますとおり、過去3回国会で廃案となっている共謀罪を、テロ等組織犯罪準備罪として名前を変えて、四たびその成立を目指そうとするものでありますが、そもそもこの法律が過去3回ともその成立を見なかったのは、2人以上で犯罪を計画した段階で処罰の対象とするものでありまして、例えば通信ツールのLINEの既読でそれが成立するとのことであります。そうなりますと、思っただけでは犯罪の対象にならない刑法における既遂処罰の大原則を大きく踏み外すことになってしまいました、ここにこの法案の根本的な欠陥が含まれているからであります。

これを無理やりに押し通して立法化するということになりますと、罪刑法定主義が貫かれている近代の法治国家としての我が国の屋台骨をも揺るがしかねない大問題が生じてまいりますので、これが今般のいわゆる共謀罪法案の構造上の欠陥であり、本質そのものにほかなりません。

本意見書を紹介させていただいた折にも、「悪いやつが捕まるだけで、善良な市民には関係がないやないか」という御意見も議員の皆さんの中には聞かれましたが、この法案で言う共謀の対象は誰になるのかという点については極めて不鮮明でありまして、それは法務大臣自らもこれまでの国会答弁で述べておられるとおりでありますし、この法律を捜査当局が実行しようと思いますと、盗聴や密告による捜査手法による以外は共謀しているか否かの確かめようがありませんので、そうなりますと、何が対象で、何が対象でないかは捜査機関の恣意的な判断になってしまうことから、一般市民がいつその対象として挙がるかなどは極めて不明確で、広く一般市民が盗聴や監視の対象になってしまうおそれが出てまいりますので、憲法が規定している国民の内心の自由を侵す仕組みにほかなりません。

こうしたことから、本法案の立法化は、現行憲法の規定からして相当の無理があることは言うまでもありませんので、本町住民の皆さんが権力の監視下に置かれかねない仕組みとなるような制度の立法化は、現行憲法下で選出されている一地方議会としましても到底黙って見過ごせる問題ではありませんので、ここに意見書を提出しようとする次第であります。

議員の皆さんにおかれましては、賢明なる御判断をいただきまして、御賛同賜らんことをお願い申し上げます。提案の趣旨説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（森本修司君） 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第5号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。  
以上をもちまして、本定例会に付議されました議案については、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

総務・建設経済委員会、厚生委員会及び議会運営委員会並びに駅周辺整備特別委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認め、閉会中においても常任委員会及び特別委員会を開催することに決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして慎重に御審議賜り、かつ議会運営に御理解のある御協力をいただきましたことに対し、議長として厚く御礼申し上げる次第でございます。

理事者におかれましては、今後も引き続き厳しい財政環境が予想されるため、予算の執行に当たっては、経済性、効率性及び有効性に配慮しつつ、厳正な執行を望むものであります。また、議員各位から出されました御意見なり要望を十分に尊重していただき、今後の町政に一層の御努力を賜りたいと存ずる次第でございます。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶をお願いいたします。

町長。

町議長（竹村匡正君） 平成29年川西町議会第1回定例会の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

今議会に提出いたしました各議案につきまして、慎重に御審議を賜り、全議案につきまして議決いただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

審議を通じ議員各位から賜りました御意見、御指摘を真摯に受けとめまして、今後の町政に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（森本修司君） これをもちまして、平成29年川西町議会第1回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午前11時58分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年3月28日

川西町議会  
議 長

署名議員

署名議員

## (議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
承認第1号	川西町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について	3月10日	原案承認
承認第2号	平成28年度水道事業会計補正予算の専決処分について	3月10日	原案承認
議案第1号	平成29年度川西町一般会計予算について	3月28日	原案可決
議案第2号	平成29年度川西町国民健康保険特別会計予算について	3月28日	原案可決
議案第3号	平成29年度川西町後期高齢者医療特別会計予算について	3月28日	原案可決
議案第4号	平成29年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について	3月28日	原案可決
議案第5号	平成29年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	3月28日	原案可決
議案第6号	平成29年度川西町水道事業会計予算について	3月28日	原案可決
議案第7号	平成29年度川西町下水道事業会計予算について	3月28日	原案可決
議案第8号	平成28年度川西町一般会計補正予算について	3月28日	原案可決
議案第9号	平成28年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について	3月28日	原案可決
議案第10号	平成28年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について	3月28日	原案可決
議案第11号	平成28年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	3月28日	原案可決
議案第12号	平成28年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について	3月28日	原案可決
議案第13号	平成28年度水道事業会計補正予算について	3月28日	原案可決
議案第14号	川西町空家等対策条例の制定について	3月28日	原案可決
議案第15号	川西町犯罪被害者等支援条例の制定について	3月28日	原案可決
議案第16号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	3月28日	原案可決
議案第17号	川西町個人情報保護条例及び川西町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正について	3月28日	原案可決
議案第18号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	3月28日	原案可決
議案第19号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	3月28日	原案可決
議案第20号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	3月28日	原案可決

議案第21号	川西町税条例等の一部改正について	3月28日	原案可決
議案第22号	川西町特別会計条例の一部改正について	3月28日	原案可決
議案第23号	川西町介護保険条例の一部改正について	3月28日	原案可決
議案第24号	川西町自動車駐車場条例の一部改正について	3月28日	原案可決
議案第25号	天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の変更について	3月28日	原案可決
議案第26号	川西町・三宅町就学指導委員会共同設置規約の一部を変更する規約について	3月28日	原案可決
議案第27号	川西町第3次総合計画基本構想について	3月28日	原案可決